

令和2年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

令和2年6月9日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 5時02分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 7 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 8 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 9 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 10 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 11 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 14 報告第 9号 令和元年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて
- 15 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
令和2年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 16 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
令和2年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 17 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について

- 1 8 議案第 2 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 1 9 議案第 3 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 2 0 議案第 4 号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 2 1 議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 2 2 議案第 6 号 令和 2 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 3 議案第 7 号 令和 2 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 4 議案第 8 号 令和 2 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 5 議案第 9 号 令和 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 6 議案第 1 0 号 令和 2 年度介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 7 議案第 1 1 号 令和 2 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 8 議案第 1 2 号 財産の取得について
- 2 9 議案第 1 3 号 財産の取得について
- 3 0 議案第 1 4 号 工事請負契約の締結について
- 3 1 議案第 1 5 号 令和 2 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）
- 3 2 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 3 3 同意第 2 号 農業委員の選任について
- 同意第 3 号 農業委員の選任について
- 同意第 4 号 農業委員の選任について
- 同意第 5 号 農業委員の選任について
- 同意第 6 号 農業委員の選任について
- 同意第 7 号 農業委員の選任について
- 同意第 8 号 農業委員の選任について
- 同意第 9 号 農業委員の選任について
- 同意第 1 0 号 農業委員の選任について
- 同意第 1 1 号 農業委員の選任について
- 同意第 1 2 号 農業委員の選任について
- 同意第 1 3 号 農業委員の選任について
- 同意第 1 4 号 農業委員の選任について
- 同意第 1 5 号 農業委員の選任について
- 同意第 1 6 号 農業委員の選任について
- 3 4 決議案第 1 号 気候非常事態宣言に関する決議
- 3 5 意見書案第 1 号 2 0 2 1 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 3 6 意見書案第 2 号 2 0 2 0 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 3 7 意見書案第 3 号 教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持
・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に

向けた意見書

- 38 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
 39 意見書案第5号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
 40 議員の派遣について
 41 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16番	野村 洋 君	副議長 1番	菊地 康博 君
2番	山田 誠 君	3番	佐々木 修 君
4番	高橋 邦雄 君	5番	伊藤 昇 君
6番	加藤 進 君	8番	東 隆一 君
9番	河野 文彦 君	10番	宮本 秀逸 君
11番	檀上 美緒子 君	12番	木村 俊広 君
13番	久保 友子 君	14番	松田 兼宗 君
15番	斉藤 優香 君		

○欠席議員（1名）

7番 堀合 哲哉 君

○出席説明員

町 長	梶谷 恵造 君
副町長	木村 浩二 君
会計管理者兼 出納室長	東谷 美佐子 君
監査委員	池田 勝元 君
総務課長	長瀬 賢一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村本 政 君
防災交通課長	柴田 正哲 君
契約管理課長	山田 真人 君
企画振興課長	川村 勝幸 君
税務課長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	坂田 明仁 君
保健福祉課参事	須藤 智裕 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎 渉 君

住 民 生 活 課 長	安	藤		仁	君
子 育 て 支 援 課 長	濱	野	尚	史	君
環 境 課 長	川	口	武	正	君
農 林 課 長	寺	澤	英	樹	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴	木	修	一	君
水 産 課 長	岩	井	一	桐	君
商 工 労 働 観 光 課 長	阿	部	泰	之	君
建 設 課 長	富	原	尚	史	君
砂 原 支 所 長	落	合	浩	昭	君
地 域 振 興 課 長 兼	干	葉	正	一	君
地 域 振 興 係 長					
町 民 福 祉 課 長	住	吉	隆	子	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学 校 教 育 課 長	萩	野	友	章	君
社 会 教 育 課 長 兼					
公 民 館 長 兼	宮	崎	弘	光	君
図 書 館 長					
生 涯 学 習 課 長	木	村	忠	公	君
体 育 課 長 兼					
体 育 館 長 兼	野	崎	博	之	君
青 少 年 会 館 長					
給 食 セ ン タ ー 長	藤	嶋		希	君
さ くら の 園 ・ 園 長	金	丸	義	樹	君
病 院 事 務 長	小 田	桐	克	幸	君
上 下 水 道 課 長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊	池	一	夫	君
次 長 兼					
議 事 係 長 兼	奥	山	太	崇	君
庶 務 係 長					
庶 務 係	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について

- 令和元年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 3 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 4 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 5 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 6 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 7 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）
- 9 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 10 報告第 9号 令和元年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて
- 11 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
令和2年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 12 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
令和2年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 13 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第 4号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 18 議案第 6号 令和2年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 19 議案第 7号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第 8号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第 9号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 22 議案第10号 令和2年度介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 23 議案第11号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 24 議案第12号 財産の取得について
- 25 議案第13号 財産の取得について

- 26 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 27 議案第15号 令和2年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 28 同意第1号 監査委員の選任について
- 29 同意第2号 農業委員の選任について
- 同意第3号 農業委員の選任について
- 同意第4号 農業委員の選任について
- 同意第5号 農業委員の選任について
- 同意第6号 農業委員の選任について
- 同意第7号 農業委員の選任について
- 同意第8号 農業委員の選任について
- 同意第9号 農業委員の選任について
- 同意第10号 農業委員の選任について
- 同意第11号 農業委員の選任について
- 同意第12号 農業委員の選任について
- 同意第13号 農業委員の選任について
- 同意第14号 農業委員の選任について
- 同意第15号 農業委員の選任について
- 同意第16号 農業委員の選任について
- 30 決議案第1号 気候非常事態宣言に関する決議
- 31 意見書案第1号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 32 意見書案第2号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 33 意見書案第3号 教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書
- 34 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
- 35 意見書案第5号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 36 議員の派遣について
- 37 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和2年第1回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようにご協力お願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくことを重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、河野文彦君、10番、宮本秀逸君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日から6月10日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 皆さん、おはようございます。本日も前回と同様、新型コロナウイルス感染に配慮し、飛沫拡散防止のため、議場の高い位置を避けまして自席にて行政報

告をさせていただきます。令和元年12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。

なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

さて、今年は4月29日から5月17日までの期間で予定しておりましたもりまち桜まつりが新型コロナウイルスの影響により、やむを得ず開催中止となりました。連休中には標本木のソメイヨシノが開花し、一気に見頃となりましたが、公園を訪れる人は少なく、大変寂しい桜の季節となりました。また、例年桜まつり会場で行われている静岡県森町ご一行による新茶の試飲と販売ができず、さらには7月に開催が予定されていた外ヶ浜町の港まつりも中止との連絡を受け、友好町との交流についても一時的に途絶えている状況です。そのような中、3月には静岡県森町よりウイルス感染防止への配慮から、免疫力向上に効果があるとされている遠州森のお茶を寄贈していただき、町内の幼稚園、小中学校、老人福祉施設に配付いたしました。春一番の新茶を毎年楽しみにしている町民の皆様をはじめ、外ヶ浜町やその他関係団体などにも遠州森の新茶をあっせんするなど、ご当地の特産品による経済交流を継続しておりますが、このような状況が一日も早く終息を迎え、両町との交流がこれまでどおりに再開することを切に願っているところです。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う学校の臨時休校などによって、町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者にとりましては先行きが見えない様々な不安や経済的な影響が続いている状況と認識しております。このことを踏まえ、町では令和2年4月分から学校給食費を減免し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。学校は再開しましたが、今後も臨時休校が繰り返し行われる可能性があり、授業時数の確保や学校行事等の変更など不安定な状況が続くことが予想されることから、軽減する期間につきましては新型コロナウイルス感染症の減少状況や学校再開後の状況などを勘案しながら総合的に判断してまいります。

最後に、国保病院における地域包括ケア病床の増床と眼科診療の再開についてご報告いたします。昨年度まで28床にて運営してまいりました地域包括ケア病床を4月1日から増床し、38床といたしました。このことにより、在宅復帰に向けて積極なりハビリが必要となる患者さんなどへのケアが手厚くなり、退院までの間、心のケアにもつながる安心な環境が整えられたと考えております。また、諸事情により本年3月をもって休診となりました眼科診療につきましては、その後も後任医師について市立函館病院のご協力によりご検討いただいております。このたび吉田眼科病院からの医師派遣について協議が調い、防災行政無線でも周知いたしましたとおり、5月から月2回、第2、第4水曜日の診療を再開しておりますので、改めまして町民の皆様並びに町議会議員の皆様にお知らせを申し上げます、行政報告といたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

なお、会議規則第56条第1項の規定により、質疑については3分以内、討論については5分以内としますので、ご協力をお願いいたします。

初めに、森町基幹産業支援について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして質問させていただきます。

森町基幹産業支援について。森町は、1次産業の農漁業と水産加工業が盛んな町です。特に漁業については、加工場で付加価値をつけて販売され、町に大きな経済効果をもたらしています。ホタテガイ養殖事業は、総生産額の7割から8割を占めています。漁業者が森町の経済を支えていると言っても過言ではありません。しかし、近年、環境の変化により原因不明のホタテガイへい死や異常貝が多くなっており、生産量の減少が著しく見られています。原因が複合的な要因によるもので、特定に至っていないのが現状ですが、産学官連携の下、農林水産省の補助金を受け、養殖施設の振動と生残率の因果関係を解析し、へい死防止策等についての研究に着手しておられますが、生残率等の調査結果はどのようなになっているのか。

また、今年に入り、新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、輸出停止とこれに伴う国内需要情勢の変化により、販売価格の下落、需要が低下し、操業が危惧されています。町では、緊急地域経済対策事業、漁業振興資金借入利子等補助金、緊急経営支援金交付事業等の支援事業に取り組んでおられますが、緊急経営支援金交付事業の概要では法人漁業者は対象となっておりますが、個人漁業者は対象となっておらず、法人漁業者も個人漁業者も同等に支援策が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

1点目の養殖ホタテの生残率に関しましては、平成29年度から平成31年度までの3か年事業として長万部漁協協力の下、養殖施設の振動が稚貝の生残率に与える影響について函館水産試験場などによる調査が行われました。現時点では、平成31年度の調査結果及び3年間のまとめも完成しておりませんので、平成30年度までの結果に基づくわけですが、波浪によって振動を受けた養殖施設では籠に収容された稚貝の成長が一時的に止まり、貝自体の活力も低下して変形などの異常貝の発生率が高くなることも検証されています。また、気象条件や海洋環境による影響も想定されることから、最終的な調査結果を待って漁協や漁業者との情報共有を図りたいと考えております。

続いて、2点目の新型コロナウイルスに関連した個人漁業者に対する支援策ですが、今回の森町緊急経営支援金については、北海道の休業要請等に応じた事業者を対象に行った制度を参考に森町独自の支援策といたしました。このため、対象者については特に落ち込みの大きい業種を重点的に支援することとし、対象を商工会議所並びに商工会の会員を含む商工業者としたことに伴い、法人漁業者も対象となったところです。

さて、漁業に対しましては、これまで共済掛金の一部や災害復旧といった減収対策をはじめ、経営維持に関わる支援を行ってきたことなどを踏まえ、まずは国の持続化給付金といった手厚い支援を優先していただきたいとの思いであります。とはいえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、魚介類の単価が値下がりして厳しい漁家経営を強いられている状況は承知しております。町では、長期借入れ資金の償還延長に伴う利子補給期間の延長や付着物処理費用の減免に加えて、コロナ関連の町単独支援策として4月会議に補正予算を計上した北海道漁業振興資金借入れ利子等に対する補助についても既に執行し、漁業者へ行き届いております。コロナ禍の終息のめどが見えない中、これまでの日常を取り戻すには相当の時間を要することが想定されます。景気や消費、流通の早期回復のためにも、北海道が示した新北海道スタイルの実践に向けて町としても地域と連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

今の町長の答弁の中で、変形と死亡貝が増加する傾向というのは、例えば波浪、しけのときとか活力、成長率などに影響を与えることが示唆されていると統計では載っております。

1番です。原因究明に至っていない状況であれば、漁業にとっては不安材料が多く、今以上に操業を維持することも困難に陥ります。町として漁協と協力し、養殖事業者と漁業事業者に対して町独自の補助制度を導入する考えはありますか。

また、国の地方創生臨時交付金の概要としまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ対策やその影響を受けた地域経済、住民生活を支援するため、対策の実施計画を作成した自治体が配分対象となっており、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されており、農漁業、個人漁業者に対して支援等に充当する考えはありますか。

また、森町の養殖漁業者の割合は個人漁業者も多く、救済支援が必要であり、実態を把握し、支援対策を推進する考えはありますか、お聞きします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、養殖関係のホタテのへい死の部分についてですけれども、まだ先ほども申し上げましたように2年間しかデータが取られておりません。それと、今年度につきましては湾内の栄養分、潮流、海水温、そういうものを計測するためのRASブイ、そのブイが3か

所設置される予定になっております。これが設置されることによって湾内の環境の状況がよりつぶさに掌握できると、そういったことも含めて総合的にホタテに関しては、環境調査から、それから養殖状況をもっとよくする、それにはどうしたらいいかというのを漁協、それから漁業者と、そして森町だけではありません。これは噴火湾全域のホタテ生産者と協議する必要がありますので、こういったことを含めて総体的に進めてまいりたいと、そのように思っております。

また、2番目の新型コロナ対策によっていろんな業界、全ての業界が世界中で大変な混乱に陥っている。これは私も十分承知しておりまして、これが終息を迎えたときに何とか、漁家だけではなくて、漁家だけがよくなるということはまず考えられないと思いますので、全体がよくなるために、北海道町村会の一員としていろんな取組を今も行っているところです。そして、国に対してもつい先日、6月3日に全道の代表される地域の会長会議があり、その中で国に対する要望を採択したところです。そして、これに基づきながら、当然今新型コロナウイルスに対する薬は完全にできているわけでもございませんので、ワクチンもない。そういうことができるまでの間というのは、一方で感染防止対策をする、それから一方では経済対策をどんどん持ち上げ、終息したときにV字回復するようにこの対応を考えていくということで現在取り組んでいるところです。

地方創生交付金による町に対する支援金も来てございます。そういったものについては、皆さんも御存じのように、全町民に向けた1人6,000円のもりまち応援券として活用させていただいているところです。これからも漁業者についても本当に救済できるような、そして現状を把握しないとなかなか全ての、努力されていて何とか持ちこたえている方々もおりますし、それからこういったときになってもふだんからきちんと備えていらっしゃる方は、ほとんど影響を受けないという言い方はおかしいのかもしれませんが、先を読みながら対策を立ててきちんと営業していらっしゃる。こういったところをみんなにも見習っていただいて、しっかりした養殖基盤、そして漁業者がこれからも企業への営業、漁業を続けていけるような、そういう対策を立てていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再々質問させていただきます。

最後に、森町の基幹産業安定に努め、今後影響を及ぼすことが考えられる農業者、生活困窮者、業種を問わず支援対策を推進する考えはあるのか、再度お聞きします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

もちろんJ A、農業者、関係者につきましてもそうですし、森町内にはそれだけではなくいろんな業種がございます。移動販売をされている方もいる、水産加工の方々もいる。とにかく全ての人たちがきちんとこれからも商売として継続していく場合には持続できるような、当然国の対策もあります。それから、道の支援策もあります。そして、その陰に隠れてどうしても救済からちょっと外れている、そういった方々もおりますので、そうい

った方々もきちんと救済できるような、そういう形で町として全力で取り組んでいきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町基幹産業支援についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、少子化対策の積極的な推進について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、私のほうから1点、少子化対策の積極的な推進についてを質問いたします。

現在の森町は、平成17年4月に旧森町と旧砂原町と合併して成り立っております。しかしながら、当時の人口1万9,149人が現在1万5,122人、4,027人の減でございますが、相当数の人口減となっており、さらに人口問題研究所の推計では2040年には1万人を切って9,551人と予想されております。原因は、出生等の減と高齢化による死亡者の増でございますが、政府は1989年の1.57ショックを機に少子化対策を打ち出しましたが、一向に是正されず、昨年の推計出生数は予想よりも2年も早く90万人を割り込み、86万ショックと呼ばれました。その後政府の2021年からの5年間の少子化対策の指針、第4次少子化社会対策大綱をまとめました。私は、家計の不安定さと仕事と子育ての両立の困難さをなくすることは当然であると思ひますし、肝腎なのは実行力でございます。雇用環境の是正も大事でございますが、乏しい出産、子育ての支援の底上げが欠かせません。子供を持つには適齢期がありますので、少子化対策を先送りしてはならないと思ひております。道内各町村もいろいろと対策を講じておりますけれども、さっぱり歯止めがかからないのが現状でございます。各町村を見ましても、このままでは数年後、数十年後には限界集落となり、町村が消滅しかねない厳しい状況となっております。

そこで、町長、思い切った積極的な少子化対策を導入してはいかがでしょうか。今森町の普通交付税は人口1人当たり24万円前後交付されておりますので、子育ての支援基金を設置しまして、ことぶき出産奨励金は今5万円でございますが、第1子20万、第2子が7万でございますけれども、30万、第3子については10万でございますが、50万円、また結婚祝金を設けまして100万円、さらに毎月子供1人に対し子育て支援助成金を1万円交付するなど、結婚しやすい、そして出産しやすい。若い世代の高い未婚率の解消を図り、我が森町の少子化に歯止めをかけようではございませんか。人口1人増加すれば24万増えるわけです。消費力も向上します。そうなれば雇用環境の変化し、産業、経済が創出され、森町社会の再構築が可能となり、安心、安全な森町が形成されると思ひます。ぜひ町長、思い切った政策を導入し、実施すべきと思ひますので、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

ことぶき出産奨励事業につきましては、出産を奨励し、人口増加を図る目的で行っている事業であり、平成28年4月には第1子からの支給に拡充してきたところです。御存じのように、町では町民の皆さんが安心して子育てができる様々な取組を行っております。と

りわけ保育所や幼稚園などの保育料や給食費については、完全無償化を実施し、国の制度では対象とならない世帯についても幅広く支援しております。学校教育につきましても、給食費の一部助成や小学生の修学旅行費の全額助成並びに各種スポーツ大会など参加負担金の助成を行っております。また、医療、保健の分野につきましても、医療費助成の年齢引上げや妊産婦健診費用の助成等を行うなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に大きく寄与していると考えております。町の子育て支援策の中には運用が開始されてからまだ間もないものもありますので、しばらくはその効果も見極めなければならないと考えております。さらに、5月29日に閣議決定されました第4次少子化社会対策大綱に今現在のところ具体的な記載はありませんが、児童手当については支給額の引上げに関する報道もされてふうに、財源の内訳に変更がない場合、町は相当な負担増が予想されます。

さて、議員ご提案の思い切った積極的な少子化対策の導入実施は、若い世代には大変魅力的な政策と思いますが、ただいま申し述べました内容と国政等の情勢をも踏まえながら、財源の確保とともに今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 新しい課ができて、効果を見なければ何とも言えない。また、若い人には魅力的だけれども、国政の状況、財源の確保を見てから行いたいというようなお話ですけれども、町長、昨年の出生率の上位3県、沖縄、宮崎、島根、これは沖縄が1.822人、宮崎が1.73、島根県が1.68なのです。これが上位3県。下位の3都道県、北海道が1.24、宮城県が1.23、東京が一番低くて1.15なのです。こういうふうになっているわけです。昨年の全国の平均出生率が1.36なのです。先ほど言いました1.57からさらに減少している。国がいいこと言いましても、全然その対応がならない。私は、少子化対策とは、さっき町長も触れていましたけれども、やっぱり出生率を上げるのが最大の効果があると思っています。人がいなければ、何やっても駄目なのです。森町の平成30年、これ3月ですけれども、1万5,776人、31年が1万5,443人、333人減っているわけです。令和2年では1万5,122人、これも321人減っている。年間大体350前後減っているのです、黙っていても。

生活するためには、先立つものはお金、やっぱり財源、財政なのです。お金がある、ある程度の経済力がなければ出産、教育、子育ては不可能なのです。先般の現在の新型コロナウイルスで全国の国民の生活状況、テレビでよくやっていますけれども、相当厳しい状況になってきている。生活ができない。子供を学校にもやれない。自宅待機したら昼飯も与えられない。ボランティアの団体が一生懸命弁当作ってあげていますが、当たるところはまだいい。当たらないところは難民生活と同じです。それを町長も把握しているはずです。今現在ふるさと応援基金が11億8,900万ある。基金に積んである。その半分、2分の1を子育て支援基金を設置しまして、先ほど言いました結婚祝金、ことぶき出産等々を大幅アップして、毎月の子供支援助成等で大々的に支援を行うべきである。私はそう思っています。

先ほど町長が言っていましたけれども、森町も子供の医療費から、ことぶき出産から、小学校の修学旅行から、幼児教育の無料もやっています。いろいろと打っていますけれども、各町村どこの町村見てもみんな金太郎あめです。同じようなことやっている。これでは子供を産みなさいと言ったって産めない。だから、町長、把握できる目に見える政策を取り入れるべきであるとは私は思っているのです。これからも導入して、人口増になれば森町の商店街の活性化、活力あるまちづくりも可能となれば、町民は梶谷町長はすごいなというふうな話も出てくるわけです。

再度伺います。いかがですか。

○町長（梶谷恵造君） 熱い再質問にお答えいたします。

この少子化対策、いろんな取組に対しては議員からも、それからほかの議員の皆さんからもたくさんの意見をいただき、今日までいろいろと、7年過ぎましたけれども、取り組ませていただいてまいりました。その中でも、1つずつ、一歩ずつなのですけれども、子育て支援に関しては本当に町としては充実しているほうではないかなというふうに自負はしております。それでも、まだ足りないという声は私のところにも届いています。でも、どこまで見ればいいのだということにもなるのですが、議員のおっしゃるような提案ももちろん一つの方法でございますし、ではお金を出してあげれば子供さんを産んでくれるのかというと、その理由ばかりではないのかなというのがございます。将来を見据えて、当然2人が出会って、子供さんが生まれ、最後にその子がどんどん成長して、いろんなところで勉強を重ね、知識を得て戻ってくる。戻ろうとしたときに、知識を活用する場所がなければ戻ってこれないというのも現実でございます。ですから、そういう器づくりも行政としては一方で考えていかなければいけない一つの対策かなと思います。

一朝一夕には環境をすぐ整えるというのは難しいことでございますけれども、それでも新幹線が北海道まで、函館、森町からは30分の場所まで来た。それから、間もなく2030年度には札幌まで延伸が図られる。そして、道南の気候としては非常に住みやすい、四季折々が楽しめる地域でもある。そしてまた、皆さんにも何回も自慢をさせていただいていますけれども、海の幸、山の幸、そして山あり、川がありと非常に風光明媚で、食材は恐らく全国でもトップレベルに入るだけのものがある。こういう町はほかにはないので、これを大いに活用できる。そして、今育てていく若い人たちがきちんと最後には戻ってくるのだと。以前にも申し上げました。お金をかけて頑張って勉強してこいと出したところが、そのまま帰ってこない。これではまずいので、帰ってこいよ対策ということで、これはお金がかからない対策ですから、ぜひ戻ってこいよと、これはすぐでも取り組んでいきたいなと思っております。先ほど山田議員のおっしゃった沖縄、宮崎、島根、こっちの南のほうは何かあったらすぐ帰ってこいと言うのです。よく私も調べましたら、帰ってこいよと、何かちょっとあると帰ってくる。子供を連れて帰ってくるというのです。こういう対策が非常に大事ななと。とにかく次の世代が町に育ってくれるということが山田議員のおっしゃることの目的でもありますから、そういう政策も含めて担当課と、それから学校教育も

併せていろんな知恵を絞っていききたい、そのように思っております。

いろんな基金に対する具体的なご提言もいただき、大変ありがたい。台所まで全てお見通しかなと思いますけれども、いつまでもあるわけではないのです。そして、このコロナショックでもって恐らくふるさと基金というのはこれからどんどん減っていく、そういう予測もできますので、重要に大切に使わなければならない財源と思って、もちろん大切な政策ではありますが、これを何年かで消化してしまうようであれば途中で政策が止まるということになります。そういう政策は基本的に歩むべきではないなと思いますので、何かでこれを補填できる、それからカバーできる、そういうことも含めましてこれから取り組んでいきたい、そのように思っております。非常に貴重なご提言でございますので、本当に次も何とか対策として考えながら今後も努めてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 町長従来から言っていますように、山あり海あり、幸が多いと、環境もいいし、住みよい町だ。であれば、なぜ人口が減っていくか。何かが足りない、何かが不足している。だから、私言うように、いろいろな方面から見ても魅力ある町というのは何か、今回町長も聞いているように、漁業者の方々が、特に砂原の方でも大手の大謀の方も廃業にすると、ホタテ養殖業者も四、五件辞めたと。これは、コロナの影響もあるだろうけれども、何が原因か、やっぱり人がいないと消費ができないのですよ、幾らいいこと言っても。だから、人を増やさなければ、増やすということは雇用関係も変化するわけです。先般も尾白内の児童生徒が減ったということで、どうするかというような問題も出てきます。これは、やっぱり経済の発展がなければ人が住まない、幾らいいこと言ったって。ということは、お金が必要になる。

町長さっき財源の部分いろいろありましたけれども、うまくいったら特交の材料にもなるかも分からないのです。全国でないのですから、実際やった経験が。そのお金を特交で申請した場合に、総務課長私の顔黙って見ていますけれども、つけるかも分かりません。そのぐらいの期待を持って町民の幸せのためにやるという意識、これは絶対持っていたきたい。数年かけてもいいです。さっき言ったように、課が1年しかまだたっていない。数年かけても結構ですから、出生率の増加を図って、先ほど言ったように活力のある森町の形成に取り組む、少子化対策に歯止めをつける。普通交付税では24万ですけども、特交出せば幾らでも来るわけだから、その辺も含めて、財源的になれば、ふるさと応援基金もあるし、税収もアップしてくるわけだ。今度いろいろと政策も打てるわけだから、その辺も含めて総体的に考えて前向きな答弁を期待して再々質問いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

何でも対策としてお金が、財源が湯水のように湧く、もしくは打ち出の小づちがどこかにあるのであれば、議員のおっしゃることはすぐにでも取り組みたいなと、そして対策の

一つとしては有効ですから、そういうふうには考えているところです。議員の再々質問の中にもありましたように、経済の循環が繋がっていかないと、最後には子育て支援にかけたお金が子供さんがきちんと戻っていらして、また地元のために働いて経済で財産を生んでくれると。また、プラスアルファでは、先ほどおっしゃったように特別交付税として国のほうでカウントする。それから、地方交付税としては1人に対して24万提供してくれるということでぐるぐる回るまでが、これが大変なのですね、つながるまでが。その間そういうことも考えながら、町では途中途中をいろいろと手だてしながら、魅力あるまちづくりとして子育て支援に私になってからはかなり力を入れてきた、そのように思っております。

具体的に、実際に東京で保育所に子供を預けていたご夫婦が森町に戻ってまいりました。こんなにお金がかからないのというのは驚いております。そして、こういった驚きの声を、その方こちらの方ではございませんので、森から発信してくれる。森町ってすごいのだよ、その発信力が今町にはなかなかない状況です。こういったことをどんどんネットワーク、ラインやフェイスブックやツイッターといった若い方々のそういう発信力のあるSNSを活用しながら、どんどん伝わっていってくれば、そして一方では移住政策も森町では執り行っておりますので、では体験して一度来てみようかと、そういう方も含め、四季折々をきちんと理解していただければ、新幹線もそこにある、飛行機も近くにあるということで、そういったところから突破口が見えてくるのではないかなと、そういうふう考えております。いずれにしても、そういうトータルで経済の循環がきちんと整うときには、山田議員のおっしゃるように、この政策というものは非常に効果的に生きてくると、そのように感じております。長い期間かけても、とにかくこれに対しては、私も秋までしか任期がございませんので、次に何とかつなげていながら町の対策として少子化対策に取り組んでいきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 少子化対策の積極的な推進についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、意見箱に寄せられた町民の声の扱いについて、町民税等の滞納に関わる延滞金の扱いについて、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、1問目、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

昨年12月に中国での武漢での広がりが報じられた新型コロナウイルス感染症は、今やWHOがパンデミックを宣言し、地球規模での広がりとなり、一旦収まったかに見えた国や地域でも第2波、第3波が見られ、いまだワクチンや特效薬がない中、長期戦が強いられています。しかも、感染症ということで人との接触がままならないことで私たちの社会生

活、産業活動に大打撃が出ており、リーマンショック以上とも戦後最悪の経済状況とも言われています。こうした中、国や道、町それぞれに暮らしや経営支援、医療対策にと動き出していますが、実態に応じたより一層の取組が求められていると思います。この間の町としての取組と今後の考えを伺います。

1点目です。森町での町民1人6,000円の応援券では飲食4,000円、買物2,000円の仕分、緊急経営支援では飲食と桜まつり出店が30万円、その他商工業と法人の農漁業が10万円というやり方は、使いづらさや業者間の不公平感があり、今後の施策に当たってどのように考えているのかお伺いいたします。

2つ目、感染予防に努めながらも、濃厚接触せざるを得ない保育、介護、医療、救急等の職場環境が現場の要望に沿ってなされているかどうか。

3点目、2月に対策本部を立ち上げてはいるが、健康、医療面はもちろん、生活、教育、経営等、新型コロナウイルス対策に関わる情報の一本化と相談窓口のをワンストップ化する考えはあるかどうか。

4点目、新型コロナウイルスに関わる情報、暮らしや経営等の様々なお役立ち情報をまとめて町民へ配布する考えはあるかどうか。

5点目、森町医師会はもちろんのこと、函館、八雲の保健所と医療機関、医師会との連携でPCR検査の抜本的改善、拡充と感染者の受入れ態勢確率の見通しはあるのかどうか。

以上5点に対する町長の所見を伺います。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

1点目ですが、新型コロナウイルス感染症は現在緊急事態宣言が解除されたものの、今後どのように推移していくか予測がつかない状況に置かれております。そのため、町内の経済活動等の状況を把握し、今後も柔軟に対応してまいります。

2点目については、保育、介護、医療、救急等の職場から直接要望はありませんが、それぞれの職場において国、道からの通知やマニュアル等に基づき、感染防止対策を行っております。

3点目について、情報は町公式ホームページにおいて一本化しておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応は多岐にわたっていることから、相談窓口をワンストップ化することは困難であると考えております。

4点目ですが、経済対策事業など状況を見極めながら迅速に対応していくことが必要であるため、今後も事業が頻繁に拡充、変更されることが予想されます。配布時には既に日数が経過し、誤った情報となるおそれもあることから、お役立ち情報の配布は難しいと考えております。

5点目ですが、まず森町医師会というのは存在しません。森医交会です。正しい名前が使われたほうがよろしいかと思います。それで、PCR検査と感染者の受入れについては、現在のところ北海道並びに各保健所において行っております。今後については、早期に検査体制が改善、充実するよう、北海道町村会を通じて国に要望しているところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） まず、1点目なのですが、これからのことについては柔軟に対応していくという答弁なのですけれども、特に私がここで言っているのは、この間森町としてやった6,000円の応援券並びに緊急経営支援金の状況、やり方も含めてなのですけれども、それらを踏まえて、これから第2次補正が今国会でかかっているわけですが、これに関わってさらに交付金の追加もあるかと思しますので、先ほどの高橋議員の質問にもありますけれども、さらなる対策というか、支援策というのもこれから市町村ごとに取り組んでいく必要があるかと思うのです。そういうときの基本的な姿勢としてどうなのかということがまず伺いたかったことです。

というのは、ここにも書きましたように、まず応援券の部分でいけば使いづらいというのが率直な多くの方々から聞いた意見です。そして、経営支援の部分でいけば、明らかに私はこれは業者間に差別というか、分断を持ち込むようなやり方だろうと思うのです。この間のコロナの問題というのは、本当に多種多様、いろんな業種、そして同じ業種であってもその中で個人ごとにとりか、経営者ごとの差もあって、一律にこの業種は非常に大きくて、ここは大丈夫でとかという分け方というのはできない、そういう状況だと思うのです。そこに対して、ほかの市町村もそうですけれども、道がかなり分けてやりましたよね、個人と法人とか、時間制限だとかということと10万、30万とかという差をつけたところに対して、その差を埋めるような形で持ち出しとして10万のところには20万出すとかというふうな形で、ほかの市町村はそういう分断をさせないとか、できるだけ公平な補助金の支給ということに努めているのですけれども、私はこの間の森町のやり方を見ているとそういう使いづらさがあつたりとか、不公平感を持たせたりするような状況が見られるというようなことがあるので、今後支援策や援助策が取られていくかと思うのですけれども、そういうときにはその部分を基本的な立場として公平な取組をしていくと、そして迅速、それと手続的にも簡単な方法ということをぜひお願いしたいという、そういう立場で取り組むべきだろうという観点で質問したのですけれども、そのあたりのことについてぜひお考えをいただきたいと思います。

特に具体的にお話しすれば、具体的にはこの申請書の問題も含めてなのですけれども、非常に分かりづらかつたり、それから特に応援券は5月11日から実施します、使えますと言っておきながら、実際に住民の手元に届いたのは5月25日以降です。ですから、そういうようなやっていることと言っていることがちぐはぐな状況も含めて、本当に町民が使いやすい、そして安心して利用できると、そういうような公平感のあるものに今後とも取り組むときには留意してほしいという願いも込めて1点目の質問の部分再質問させていただきます。

それから、2点目なのですが、予防策を十分取られているということなのですけれども、私は特に医療とか救急の部分で病院に来られた方々が発熱があつたりとかというときに、

本当に危険な状況というのに常時置かれている働いている人たちの状況だろうとは思っています。その部分に関わって、特に病院において動線も含めてきちんと区別するような取組が必要だと思いますし、それから保育なんかでも介護でもそうですけれども、定員を増にするというようなことも含めて対応策としては取っていく必要があるのではないかなと思うのですが、そのあたりについていかがかということです。

3点目については、多岐にわたるので、ワンストップ化は無理だということなのですが、できるだけワンストップの中で、そこで振り分けてあげるといような形で、住民に対する丁寧な分かりやすさということではぜひ努力をしていただけないかなというふうにして思っているところです。

4点目なのですが、1冊にまとめることは、これから変化もあるのではということなのですが、それができないのであれば、常時広報だとか、または行政無線を使うとかということで、住民が分かる、そして活用をできるだけスムーズに行える、そういうような努力はするべきだろうと思います。

それと、5番目なのですが、特にここの部分に関わっては、函館でもPCR検査センターができました。あとは、今幸いなことに森町では発症していませんからあれなのですが、発症した場合どうなるのかといたら、病院は八雲が4床ですか、それから函館が6床、感染症の部分であるだけだということで、そして軽症者の場合今までは自宅で待機ということだったので、それがきちんとしたところに入所していただくといような取組に変わってきているわけで、そういうようなことで、単独では私は無理だと思うのです、森町としては。ですから、渡島管内、函館も含めてですけれども、檜山も入るのかも分かりませんが、そういう市町村間の中での連携を自治体の長だとか、または担当課だとかが中心となって第2波、第3波に向けて、今こそそういう対応策を取るべきではないかなって思うのですが、単に要請するだけではなくて、実際に近隣のところとそういう詰めた話をぜひとも進めていくべきではないかなと思うのですが、そのあたりについてお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、いろんな町がこれまで行ってまいりましたコロナ対策に対する支援事業に対するご意見だったと、そのように思っております。議員おっしゃるように、例えば道から休業補償として支援金が大きく支給された。それを補填するようなということもおっしゃっていたように思うのですが、全ての業種を、それから個人、企業関係、公平に扱いたいのは私たちも同様でございます。そういった観点では、もりまち応援券は1人に対しての権利と申しますか、6,000円のそういう券を発行するという点では公平さをまず基本として第1弾として提案させていただきました。

ただ、これは、お約束していた5月12日から使用できるということだったのですが、11日には既に郵便局にはお届けしていたのですが、ちょうど同じ時期に国の政策の緊急支援の10万円とマスクを配付しなければならないということで、それから後回しになって、現

在ちょっと遅い状態になったのですけれども、しかし利用する時期としては逆にちょうどタイミングがよかったのかなと。緊急事態宣言が解除されて、皆さんが出かける、そういう時期に券が届いて、ちょうどこれを活用されて皆さんいろんな会食をしたり、出前を取られて食事をしたりということで、生活の一助には十分なっているなど、そのように思っております。ただ、そこを基本として商工業者に対する10万円の支給というのも私も森町独自として救済措置として扱わせていただいたわけですが、これについては皆さん逆に、私たち困っていたのだけれども、対応だとは思っていなかったということで感謝の声もたくさん寄せられております。

まだそういったことでいろんな、国も第2次補正予算の国会での審議に入りました。まだまだこれは最終的にはコロナに効く薬ができないと、そしてワクチンがちゃんと完成しないと収まったということにならないと思いますので、今後も先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、他の業種、そういった業種も含めて何とか救済できるところについては町もその状況をつぶさに確認しながら手だてを、対策を考えていきたいと、そのように思っております。

そしてまた、2点目の病院の動線なのですが、病院についてはいろんな消毒液、入り口には当然消毒液を備えて、職員がマスクを着用しながらこれは対応しております。そして、受付時には患者の症状を確認して、発熱等がある場合には他の患者さんと交わらないようにマニュアルに基づいて対応してございます。ほかの職場です。当然さくらの園や、一番感染者との接遇が近いと思われるのは消防の職員ですが、こういった職員に関しましてもいろんな感染予防に対する着衣やマスク、当然グローブだったり、そしてさくらの園であれば食事や排せつ物の業務を行う際にはきちんと手袋を装着したり、衛生基準をきちんと守ったりして対応しております。ただ、これで十分ではないということは、今も私もコロナウイルス感染対策の対策本部はそのまま保った状態ですから、まだ解散はしてございませんので、いつこういった事態になってもすぐ対処できるように、それぞれの部署できちんと勉強して対応を整え、そしてまた準備をしていくようにという指示をしております。

そして、ワンストップです。3点目ですが、これを一度窓口に行って、どこに行ったらいいかというのを聞くということは逆に手間暇がかかって、聞かれた方には失礼に当たるかなというふうな思いがします。もし必要であれば、電話でもいいです。相談していただいて、そしてそこから例えば体調が悪いのであれば当然病院、それから保健関係です。また、逆に経済対策であれば商工労働課ですとか、国の窓口に対するとところにまず電話連絡をいただきながら、そして真っすぐそちらに来ていただくか、万が一来られない場合には役場のほうから出向きますので、そういったことをぜひ利用していただいて聞いていただければ間違いがないかな、そのように思っております。そしてまた、今この時期一応少し和らいだような状況なのですが、皆さんが固まって来るような環境があったときに逆に密になりますので、そういったことも踏まえれば、まずは電話連絡、そして急ぐ場合にはま

た違う対処方法ということでぜひ活用していただきたいと、そのように思っております。

そして、4点目なのですけれども、これも同じです。私どもも今回のコロナウイルスに対して、学校教育に関する施設の休館ですとか開館ですとか、そういうことも含めましてリアルタイムに町民に伝えなければいけない。明日開く、閉じる、そういったことをわざわざ紙だとか、そんなのでまいていたら、いつのことだというふうに逆にお叱りを受けるのかなと思います。これは、今回も活用させていただきました。防災行政無線の戸別受信機がついていなかったら、恐らく我々もこんな悠長なことではなく、大変な思いをしたのかなと思って、整備についてはタイミングよく整備されたのかなと思っています。まだ全戸ついていないところがありますので、ぜひこの機会につけていただけるように、もしありましたら皆さんからもお伝えいただければ大変ありがたいと、そのように思っております。

最後に、医療関係の検査やその対応の連携なのですが、この地方の道南の病院関係ではまだまだ感染者に対する対応は不十分です。ですから、全道、この広い北海道で病院の医療関係が不十分なところがたくさんある。集中しているところは都会の中にきちんとそろっているのですが、地方にとっては特に重要な部分でございますので、そこを充実していただけるように、人員配置から機材、それから施設の整備も含めて北海道町村会、恐らくこれは全国の町村会からの要望として国に届いていると思いますので、何とかそれを要望させていただきながら、今回のことは国のほうでも恐らく重要な部分だというふうに認識していると思いますので、何らかの対策があると、そのように思っております。ですが、そこまでの間、感染者のウイルスをまき散らさないように、増やさないように、そしてこれからも増えない状況を維持して、経済の効果を底上げできるように我々は取り組んでいきたい、そのように思っております。これからも本当に日々何かあったときにすぐ対応できるような、そういう形でコロナ対策は取っていききたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 再々質問で2点だけお願いします。

私は大体は分かったのですけれども、非常に問題だなと思ったのが最初の応援券の答弁なのですけれども、はっきり言いまして私郵便局に確かめました。11日に持っていったということなのですけれども、11日から使えますというのに11日に持っていくということはどうなのかということなのです。そして、マスクと国の定額給付金の部分なのですけれども、それは20日から配送されているのです。マスクは、いまだに来ていません。けれども、応援券は25日から発送です。そういう状況なのに、逆にタイミングがよかったというのはすごく町民をばかにした発言だなと思ってびっくり仰天してしまったのですけれども、しかも5月広報にはっきり5月11日から使えますよとうたっているわけです。だから、楽しみにしている方もいて、しばらく来ないから、森でやめてしまったのという発言をされた方もいたのです。応援券やめたのですかって。それって町民に対する責任ある答弁で

はないし、責任持って広報でやっていきながら、それができないから、私は延びますよということを行政無線でお知らせしたらどうですかって言ったのですけれども、それもできるだけ早く配達してくれるように郵便局にお願いしているからできないみたいなことも含めてお話があって、行政無線が使われている部分もあるのですけれども、肝腎要のところでは行政無線が使われていないという問題も含めて、先ほどのタイミングがいいという町長の答弁は許せないなと思うので、もう一度そこに対する、11日にやると言っておきながらできなかったことに対してもっと責任持ってほしいなと思うのですけれども、その1点。

それから、もう一つ、最後の部分なのですけれども、今の時期だからこそ第3波に向けて、特にこれから第3波考えたときにインフルエンザの流行と重なる可能性がかなりあるわけです。そういったときに近隣の町村で病院の役割分担というのが必要だと思うのです。八雲に今4床、感染症のベッドがあるわけで、だから感染症の重症化した方にはそちらに行ってもらって、軽症の方はどこか別なところというふうになるかとは思っているのですけれども、そういうような病院の分担も含めてもっと自治体が自らの住民を守る、町民を守るという観点で連携を取った対策というか、対応ができないものかということ。

2点お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、広報にも11日として応援券に対して表示しておりながら、ちょっと遅れたことに対しては私からおわび申し上げなければならないと、そのように考えております。ただ、先ほどタイミングがよかったという言葉がちょっと適切ではなかったのかもしれませんが、ちょうど広報に載った11日の時点ではお店が休業状態に入っていたと、そのように認識してございます。ですから、お店が開いた頃にちょうど券が届いたということで、そのタイミングとしてはよかったのではないかなという内容ですので、ご理解いただきたいと、そのように思っております。そして、本当に一日も早くということで、皆さんいろんなそういう対策は待ちわびていたのかもしれませんが、こういうのがほとんどのものが全部重なったという点では大変だったのかなと思いますし、でも今後まだこれからもこういった対策というのは必要だと思いますので、時期がきちんと明確に言った時期にその対策がなされるように、そのように努力をいたします。

また、病院の連携なのですが、函館市内の病院以外に患者を収容して、確かに八雲総合病院には4床の隔離病棟がありますけれども、対処できるだけの医療関係スタッフ、それから機材については果たして万が一現れたときにはきちんとした対応できるかどうかというのは、今のところ私の知識ではちょっと疑問に思います。ただ、函館も含めまして道南の医療圏のいろんな会議は私も参加させていただいて、函館医師会の会長さんや渡島医師会の会長さんも含めて連絡を取り合う状況でございますので、緊急の場合にはもちろん保健所の指導にもなる、そういった今の状態ですから、指導に基づきながら搬送する。そして、そこに隔離していただく、そういったことが今のところが一番適切なのかなと、そのように思っております。PCR検査によって検査がどんどん進んでいきます。検査結果に

については、いろんなところから来るわけです。今度は保健所だけではなく、医師会の検査結果も翌日来たり、情報はたくさん私のところにも来ています。現在のところ全てが陰性の状態です。これからも陰性が恐らく続いてくれると、そのように思っておりますけれども、万が一出たときの対応については当然うちの病院、それから消防、それから保健福祉課を含めましてこれについて適切に対応していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新型コロナウイルス感染症対策についてを終わります。

目下檀上議員の質問中でございますけれども、コロナウイルス対策のために10分間休憩させていただきます。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、意見箱に寄せられた町民の声の扱いについてを行います。

○11番（檀上美緒子君） 2問目お願いいたします。

意見箱に寄せられた町民の声の扱いについて。広報もりまちの4月号の町民の意見箱、皆さんの声にお答えします欄で投稿された内容として、昇降機について、森町史について、公民館の耐震についてと紹介されていましたが、個別対応として表題だけで、具体的内容は記載がありませんでした。投稿者に伺ったところ、いずれも公表を希望されたにもかかわらず、一方的に個別対応とされて公表されなかったとのことでした。3年前にも同じようなことがありましたが、前回と違うところは公表を求めた投稿者に個別対応にしてくれとの説得がないところです。町民の生の思いや訴えより町の価値判断を優先させる行為は、意見箱の存在すら否定し、言論、表現の自由を侵害し、住民の声を踏みにじる行為ではありませんか。町民の数少ない直接町政に意見を述べるができる意見箱であり、投稿する方も少ない状況で、投函された意見は貴重な存在です。もっと寄せられた意見を大事に扱い、公表を基本として広く町民の皆さんに知らせるべきではありませんか。町としても町民に町の主張を改めて知らせることができるではありませんか。公表を希望する投稿者の思いには、町長だけでなく広く町民の皆さんにも知ってほしい、考えてほしいとの願いが込められていると思います。

森町町民の意見箱設置実施要綱をしっかりと遵守し、意見箱に寄せられた公表を希望する意見は、事実と反したり誹謗中傷は別ですが、公表すべきです。このたびのような一方的に個別対応とするようなことを繰り返してはなりません。町長並びにこのたびの担当部署である教育長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 教育長の答弁も含めて私からお答えします。

町民の意見箱は、町民の意見を町政に反映させ、町民との協働のまちづくりを目的に設

置しております。投函されたご意見やご要望などにつきましては、調査検討を行った上で、担当部署を通じ、投稿者と面談などを行い、対応しているところです。このたびの3つの案件につきましては、それぞれが近々の議会の中で一般質問を受け、答弁させていただいた内容であり、議事録に記録され、議会だよりの中でも広く町民へ報じられていることと承知しております。そのため、当該案件については議場での討論と重複する内容と考えたことから、改めて広報紙面には採択しないと結論を得たものです。今後も公表の可否を問わず、その投稿された内容を真摯に受け止め、まちづくりの推進に役立てたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 全くもって言語道断な答弁だなんて、まず率直にお話しさせていただきたいと思います。当事者からも、今町長が答弁されたようななぜ公表されなかったのかという理由として伺ったのですけれども、私はその話、本当に耳を疑ったくらいなのですけれども、考えられますか、そういう理由が。議会答弁したから、議会で説明しているし、ホームページや議事録にも載っているから、町民から寄せられた意見に対しては答える必要がないと。町として正式に、議会だよりですから、議会の議員の人たちで一般質問でこういう質問があつて、こういう答弁できましたというのはやるのですけれども、議会としてきちんとした対応をするということと町が行政として町民から寄せられた質問に対してきちんと直接答えるということは、私は片方やったからもう要らないですということにはならないと思うのです、町としての責任上。しかも、昇降機の問題については、投稿された方は傍聴席で聞いていたのです。その上で、その質疑のやり取りの中で納得できなかった部分も含めて質問として投稿しているわけです。にもかかわらず、今の町長の答弁というのはその方に対する冒瀆です。そんなことで載せる、載せないを決めるというのは問題だと思います。

しかも、ここの意見箱の設置要綱の中に、基本というか、原則として広報紙等を通じて公表するとなっているわけで、公表しない場合の理由というのは、要綱ではないですけれども、広報の中には個別対応する場合については、満たしていない場合、それと個人的な要望、そういうのには担当課が個別対応しますということで、明らかにこの3つは個人的な要望ではないわけですね、意見として町民の多くとは言えないかも知れないけれども、かなりの方々が関心を寄せていらっしゃる問題なわけですよ、昇降機にしろ町史にしろ公民館の耐震の問題にしろ。それに対して今の形で公表しなかったという判断を下したということは間違いだと思うのですけれども、それに対して明確な答弁をお願いします。

そして、それを決めたのは、審議機関として意見箱審議委員会というのがあるのですが、そこで決めたことなのですか、どこで決めたことなのでしょうか。

その2点お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

私から代表ということで引き続きお答えさせていただきますけれども、いろんなご意見

はあろうかと思います。そして、先ほども申し上げましたように、議会の中でいろいろと議論をされていることは、ご本人さんも恐らく傍聴されておったのであれば十分理解されていると思います。その上で投稿された内容について担当課のほうで改めて内容を確認し、ご相談をさせていただいた。その結果、内容としては議会でお話しされたことと何ら相違はないということなのです。町としても公民館の部分に昇降機が取り付けできない部分というのはきちんと明確に話をされており、同じお話をされてもそれについては理解をしていただくしかないわけですが、建て替えなければつけないということなのです。それについてはご理解いただかなければまずいかなというふうに思っております。そういったことで、いろいろと見解の総意もございます。確かに昇降機があれば便利でありますし、いろんなものを運ぶことに対しても十分活用できるわけですが、建物がもたないところにつけることができないというのは皆さん理解されているところだと、そのように思っているわけです。そして、詳細についてはこの場でお話しするのは控えますけれども、個人的な見解を取って、安く済むという感覚を持ち込まれては、実際にそういうふうなことで建物に手をかけたときにそれでもたなかったということが結構ありますので、それは役所としては採択できません。そういったことから、公表は避けるという結論にも至ったわけでございます。

そして、これを最終的に結論づけるのは、いろんな委員会もありますけれども、その他公表することが不適切と思われるものとして最終結論するのは私です。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） ということは、最初の答弁と同様に、議会で答弁したこととさほど内容は変わらないので、同じようなことになるので出さなかったということだという解釈でよろしいのでしょうか。私それが間違いではないですかということを言っているのです。議会で答弁した。それは、議員を通して町民に答えたことですよということも成り立ちます。それは分かります。けれども、あえて意見箱に投じたということですから、広く町民の皆さんに改めて考えてほしい、先ほどの最初にも言いましたように、投稿した方してみれば町民のほかの皆さんにも自分の思いを知ってほしいとか、考えてほしいという思いもあるわけですから、町としてそれを改めて、議会でも答弁しましたがというような書き出しでもいいわけです。きちんと答えるというのが筋ではないですか。そこをまず改めてほしいと思います。

それで、私は、この方々に対して、時期はずれますけれども、きちんと公表の条件はクリアしているわけですから、次回でも7月でも8月でも構いませんから、やっぱりきちんと公開をして答えてやるというくらいのことをするべきだと思います。

それと、きちんと文書等で個別対応のときにはやるというふうな形になっているのですが、それがなかったというのも問題だと思うのです。ご本人が電話をかけて初めて、ああ、すみませんでしたと、個別対応にさせてもらいましたというようなやりかたも非常

に問題だと思うのです。そういう意味で、私はこの要綱をしっかりと守ってやってほしいということを述べているのです。

それと併せて、ちょっとあれなのですけれども、できれば私は直接的には関わらないのですけれども、第4条の公開の条件としての決めの部分についてはぜひ検討してほしいなということを要望として出させていただきます。

（「休憩お願いします」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

議員の申出と申しますか、ご意見は、投稿箱に入った正しい内容であれば全て公表すべきだと、内容を満たしていれば、名前を書いたりということで。そういうご意見ですけれども、投稿された方の考えが正しくない場合、その正しくないことを町の公的な機関である広報に載せて町民に教えるというのは、それはまさに正しい使い方とは私は考えておりません。これからも内容について投稿された方とちゃんとお話をした上で、最終的にはこういう記載させない場合もございます。また、きちんとした内容であれば、当然これは広報に掲載していきたいと、そのように思っております。

以上です。

（「載せてほしいということは、この3つの件について。じゃ、ふさわしくないという判断をされたということ」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） あくまでもこれはもう過ぎていることですし、内容としては掲載しないということを決定しておりますので、掲載はいたしません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 意見箱に寄せられた町民の声の扱いについてを終わります。

次に、町民税等の滞納に関わる延滞金の扱いについてを行います。

○11番（檀上美緒子君） 3問目です。

町民税等の滞納に関わる延滞金の扱いについて。昨年の森町議会9月会議で監査委員から、長年にわたる町民税等滞納に延滞金が加算されていない状況を速やかに是正するよう意見が出され、この件が新聞報道されました。議会として10月の全員協議会で改めて監査委員と町からの説明を受け、12月会議でこの問題を私が一般質問をしました。その際町長は、真面目に納税されている方でたまたま納税できなくなった町民には法を破ってまでも何とか守っていきたいと考えておりますと答弁され、驚かされました。今年3月会議の際に、町から町税等の滞納延滞金の取組の現状と見通しの資料が出され、システム改修の予

算計上もされました。この一連の流れの中で町として町民には直接的説明は何もなく、昨年の12月会議での町長の法を破ってまでもの答弁に対する撤回や訂正すらなく、さきの3月会議でこの発言の撤回と謝罪を求める町長の間責決議となりました。そして、先月固定資産税納税通知書が送付されてきました。その中に、町税の延滞金徴収開始のお知らせが同封されてきました。延滞金の件で直接町民へ発した第1号のお知らせがこれです。そこには、納期内に納められた方との公平性を保つため、納期内納付が困難である場合にはご相談ください。滞納期間と延滞金の率と計算方法、納期内納付のご理解とご協力をお願いしますと書かれています。

まず、町長の法を破ってまでも、この発言の撤回と謝罪が必要ではありませんか。本気で町民の負担軽減、弱者救済、収入時期に応じた納付方法等を考えるならば、森町税条例を見直し、改正事項をしっかりと行うこと、それに早く着手しなかった反省、その結果問題化したことについて町民へ誠意ある丁寧な説明こそ必要ではありませんか。町長としてやるべきことをやって、町民の皆さんに納期内納付のご理解とご協力をお願いするのが筋ではありませんか。町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

現在令和3年度からの延滞金徴収に向けて準備を進めており、町民の皆様には丁寧な周知、啓蒙を図り、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） これもまたびっくり仰天の答弁なのですが、町長、真面目に答えてほしいというか、取り組んでほしいのです。先ほども言いましたように、滞納の問題、延滞金を徴収しますということは、来年の徴収からですね。今年度については、それはないということなのですね。この滞納の問題について、初めて町側が丁寧な説明をするに当たって出したのがこれです。しかも、私のところには固定資産税の納付書来たときに入ってきたのですけれども、皆さんそうだと思うのです。これで丁寧な説明のスタートですか。それがまず私信じられなかったのです。ということは、先ほどから問責決議の部分でも言いましたけれども、いまだに去年の12月会議の法を破ってまでもお守りしますよと、事情があって納められなかった方についてはということが生きているわけでしょう。なのに公平性が云々とかというのはおかしいのではないですか。まず、今年度についても納付期限は守ってほしいということが大前提でしょう。来年から延滞金取るから守ってくださいではなくて、今年度も基本は納期をきちんと守ることが原則なわけだから、それをきちんと行って、今までいろんなシステム上の問題も含めて変えなければならない部分もあって、すぐはできないから、来年度からやるのだけれどもというふうなことになるのではないのですか。それが来年度からの徴収に当たっては公平性を保つために延滞金を取るから、期日内納付のご理解とご協力をお願いしますなんて、真面目に取り組んでいる方の言うことですかという話なのです。

この破ってまでもという発言を撤回して、きちんと法律や条例を守ってやっていきますと、ただし困る方もいらっしゃるから、現実には納付の感じで、であれば一括納付だとか、または納付の時期だとかというのをいろんな人たちの意見だとか現実的な問題も考えて見直して条例を変えていくということも私は考えていいと思っているのです。そういうことをした上で、納付に対してご協力、ご理解をお願いしますというのがそれこそ丁寧な説明ではないですか。これでは丁寧な説明と言えますか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、興奮されないでご質問いただくことが大事なかと、そのように思います。

また、滞納金の扱いについてという内容なので、いろいろと私どもも真面目に今システム改修をして、そして来年の3月の徴収に向けて進んでいる。そういう中で、担当課もいろいろと準備はしているのですけれども、当然皆さん御存じのように今コロナ対策としても税務課取り組まなければならない案件がたくさんございます。そういったことも含めて、きちんと来年の3月までの間に丁寧な説明と啓蒙を進めていって実行に移すと、そういう計画でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） だから、まず先ほどお見せしたチラシが町長の言う町民への丁寧な説明の第1号というふうな解釈でよろしいのですか、それがまず1つ。

それと、今年度については今町長がおっしゃられたようにコロナの問題がありますから、今月号にも出ていますけれども、延滞金取らないで猶予できますよというのが報じられていますから、今年度については延滞金発生しない、納期守らなくてもということは全国的に認められた制度としていいのですけれども、私が言っているのは森町において町長の法を破ってまでも守りますというのが生きているという状況を放置していいのですかということなのです。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

○11番（檀上美緒子君） それをまず2点目ではっきりさせていただきたいと思うのです。

そして、私はちょっと問題だなと思ったのは、これ去年の税務広報なのですけれども、ここの中に納税についてという説明があるのですけれども、未納の場合の督促手数料とか差押えはあるのですけれども、延滞金についての記述というのが一切ないのです。ということは、森町って延滞金について本当に真面目に今まで納めていたけれども、納められなかった人たち云々とかということだったのかという、延滞金そのものに対する考え方自体が曖昧だったのではないかしらということすらちょっと考えてしまったのです。そのあたりはいいのですけれども、その2つお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

お知らせといたしまして今回納税通知のほうに入れさせていただいたのは、まずはお知

らせです。その1ページの中で丁寧な説明というのは、それはやっぱりできないと、そのように思います。ですから、先ほども申し上げましたように、今後納税者の皆さんには来年度からはこういう形になっていきますよということをきちんとお知らせした上で、再来年度の4月から、課税は3月にするのかな、4月からの延滞金の徴収に向けて取り組んでいるところです。

そしてまた、法を破ってまでもというところに非常に執着が強いようでございますけれども、私は常に町民の皆さんを守らなければならない、そういう立場で常々思っております。今回のコロナウイルスに対しても、全ての町民を救済していかなければならない。常にそういう立場でありますから、この延滞金に対しましても昨年の答弁で申させていたいただきました本当に善良な町民、ふだんから真面目に一生懸命働いている方について、そして納税に対してもたまたま一時的にそういう状況になった場合にそれを救済してやりたい。それを法を破ってまでもというのは心の声です、強い意味の。私はふだんからずっと心に思っていますから、そういうご理解をしていただかなければ、いつまでたっても議員の考えは変わっていかないかなと、そのように思っております。

これからも町民をきちんと守って、そして皆さんが安心して安全に生活できるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町民税等の滞納に関わる延滞金の扱いについてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、コミュニティ・スクールについて、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして質問させていただきます。

コミュニティ・スクールについて。新型コロナウイルスの感染拡大による小中学校の休校、そして学校再開と学びの保障、学校教育活動再開に向けて多くの課題解決が必要であると思われます。2018年に新しくコミュニティ・スクールという地域と共にある学校づくりを目指す仕組みができました。森町では2018年に砂原地区の幼稚園、小中学校を一つの協議会として導入しました。その後森地区でも幼稚園と森小中学校にも導入しています。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となつて特色ある学校づくりを進めるとありますが、導入後の取組や効果や変化をお伺いします。

また、学校再開に向けて課題解決にもコミュニティ・スクールの役割は大きいと思われますが、今後の連携、協働についてお伺いします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

コミュニティ・スクールについては、平成30年度より順次各幼稚園、小中学校に導入しております。コミュニティ・スクールの中核をなす学校運営協議会の主な機能は、学校運営の基本方針の承認、学校運営全般について意見を述べることであり、各運営協議会において行っているところです。地域と協働した活動については、学校や地域の実態に応じて進捗状況は異なりますが、例えばコミュニティ・スクールだよりを発行し、学校や運営協議会の活動を知らせたり、学校への協力者を地域から募ったりするなど取組が広がりつつありますが、できるところからゆっくり進めたいと考えております。

学校再開後の課題は山積しており、当面学校の新しい生活様式を着実に根づかせ、感染リスクの低減と学びの保障の両立が重要となります。そのため、教育活動の制限や見直し、長期休業期間の短縮など、先行き不透明な学校運営となることから、学校と保護者、地域が知恵を出し合いながら学校を支えていくことが必要であり、運営協議会の皆様にもご理解とご支援をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） このコミュニティ・スクールというのは、とてもよい取組であると思われます。でも、多分知らない人がとても多く、コミュニティ・スクールだよりを出していると言われましたけれども、あまり知られていないということと、設置をすることが今のところ目的になってしまって、その先の運営、例えば教育の目標、教育ビジョンを共有し、学校と保護者、地域が知恵を出し合い、先ほど教育長も言われましたが、地域と共にある学校づくりという運営にまでは至っていないのではないかと思います。というのも、今回のコロナではこのコミュニティ・スクールという集まって会議などを開くことはもちろんできなかったと思いますが、休校、再開、分散登校など、意見を聞き、決まったことを共有するということはできたのではないのでしょうか。なぜならば、今回コロナは、子供たちは学校ではなく地域にとどまっていました。お留守番している子も大変多いと思われます。子供たちの現状を地域の人たちに知ってもらい、気にかけてもらい、声をかけてもらうということが大切だと思います。

小規模校では、以前より地域との関わりが深く、広報もりまちや新聞に学校通信やお知らせ、お便りを入れて発信してくれている学校もあります。また、ほかの町村では学校再開に当たってというお願いを出しているところもあります。教育長は、今年度も教育行政執行方針の中で、地域全体で子供たちを守り、育て、体制づくりの推進と言われました。再び同じようなことが起こった場合、コミュニティ・スクールの在り方をお伺いします。

それとあと、森町の教育目標、教育ビジョンというのが学校単位でつくられているのか、それとも森町全体で一つなのか。もし森町全体で一つであれば、何かお伺いします。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。

議員のほうから、まずコミュニティ・スクールについては非常によい取組だということ

をおっしゃってくださいました。私もそのとおりだと思って、このコミュニティ・スクールについては立ち上げに当たるときからもゆっくりやろうと、これは学校と地域が共に学校づくりをしていくわけですから、これまでのように学校の願いを、こうしてほしい、ああしてほしいという学校の一方的な願いを出して、それを解決していくというような仕組みではない。もっと大きく共に学校づくりをしていくということの中身になりますので、そういった意味でコミュニティ・スクールはじっくり育てていきたいものだというふうにして考えているところであります。

先ほど質問にありましたけれども、コミュニティ・スクール自体があまり地域の方々に知られていないのではないかということの指摘もありました。これについては、各コミュニティ・スクールを通じてコミュニティ・スクールだよりだとか、または学校だより通じて周知してまいりましたけれども、この周知の取組についても今後さらに発信していきたいというふうにして考えております。

今回新型コロナウイルスのことに当たって臨時休業に当たって、いろいろありました。臨時休業の期間、それから学校再開に当たっての分散登校の実施、そして学校再開というふうに当たっておりましたけれども、そのときにコミュニティ・スクールとの関係をどうするのかということなのですけれども、まさに日替わりで通知が来るような状況でありました。残念ながら、コミュニティ・スクールの運営協議の委員は3月で一回切れましたので、ちょうどタイムラグがあったのです。そして、学校運営協議会にも相談して、分散登校をどうするだとか、そういうことも相談すればいいのでしょうけれども、迅速性が求められましたので、校長会と連携したり、そして町長部局と、それから対策本部と連携しながら次々と方針を打ち出していったところでした。もう少し時間があれば、もちろんコミュニティ・スクールの方々にも意見いただいて進めたいと思っていましたけれども、また反面自粛期間でしたので、そういったときに集まっていくということに非常に恐れを抱いてもおりましたので、迅速対応な運営に努めてきたというところであります。

さらに、学校再開に当たってだとか分散登校に当たって地域の方々に周知することですけれども、これについてはホームページにいち早くアップして発信してまいりました。どうしても子供たちを通じて保護者全体にも通知したい、個別に通知したいのですけれども、これも学校が再開されていけませんので、最も迅速、そして取り組めるホームページでまず周知いたしました。また、併せて学校においてはそれぞれ各家庭に担任からこういった事情は刻一刻伝えて周知しているところでありました。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 教育長からのお話で、ちょうど年度末でということであまり機能しなかったというお話がありますが、ゆっくりって言われますが、子供たちはどんどん成長していくので、そこでゆっくりしているともうその子たちは成長してしまうので、というのはこのコロナで学習活動とか学校行事が中止がすごく多くあります。子供たちの経

験不足、体験不足、また家庭の格差が学習の格差やその他の格差になっていってはならないと思います。なので、これから始まるGIGAスクール構想の実現に向けて、また児童生徒に1人に1台コンピューターが整備されようとしております。取扱いや使い方習得には個人差があり、学校だけでは教員、また持ち帰ったときの保護者の負担は大きいのではないかと思います。こういうときこそコミュニティ・スクールを使ってみんなが協力するというのがよいのではないかと思います。また、学校が始まって1週間余り、慣れない不安やストレスを子供が抱えています。そういうときに地域が、コミュニティ・スクールのメンバーだけではなく、地域で見えあげるといって、コミュニティ・スクールと地域が共に学習支援や放課後の子ども教室などいろいろ知恵を凝らして連携、協力して問題を早期に解決して、私は感染防止はもちろんですが、コロナを言い訳にしない充実した学校生活を一人一人が送ってもらいたいと思っています。

前回森町に行くといい教育が受けられる、そのような教育をしていきたいと教育長はおっしゃいました。森町のいい教育とコミュニティ・スクールのかかわりを再度お伺いします。

○教育長（増川正志君） 再々質問にお答えします。

ゆっくりという意味もいろいろあるのですが、先ほど冒頭で述べましたが、コミュニティ・スクールの中核をなす学校運営協議会の一番の大きな役割は学校運営方針の承認なのです。学校運営方針というのは、子供の育ちを、例えば小学校であれば1年生から6年生までの教育課程を編成していくことでありますので、子供の育ちを支える一番根幹です。ですから、そこで機能するコミュニティ・スクールというのは非常に大きい役割があると思います。ですから、慌てて今ああしたい、こうしたいということではなくて、教育方針を立てるときには当然よい取組をさらに伸ばしていく、これまでの成果をさらに伸ばしていくということも教育方針にはのせられます。それから、それぞれの地域に応じた学校課題も当然解決に向けて教育課程を編成していきますので、それらのことをしっかり運営協議委員の皆さんに説明し承認をしてもらおうと、これが一番大事なところで、ここが学校の下支え、コミュニティ・スクールの一番大事なところなんです。そこを押さえておきます。

それと、実は教育行政執行方針にも書いたのですが、小中一貫教育とコミュニティ・スクールの関係、これも実は令和2年度の学校運営方針の承認に当たっても小中一貫教育については承認してもらっています。これでは本当は私は薄いと思っていたのです。できれば2月、3月に学校運営協議委員の皆さん、町内の皆さんに集まっていただいて、一緒に小中一貫教育の構想を伝えたかったのです。ところが、今回のコロナのことで集まらないということで、取り急ぎ学校でそれぞれ個別に説明してもらって承認してもらったということになります。当然今後小中一貫教育については改めてまた学校運営協議委員の皆さんに説明したいと思いますが、当然これから始まるGIGAスクールについても、この構想をきちんとお届けして、今タブレット端末を導入することの意義がどこにあるの

かだとか、これからの教育の方向性はどこにあるのかということもしっかり共有して、そして共に学校運営を学校運営協議会の皆さんと共に進めていきたいというふうにして考えております。

それと、今後についてですけれども、課題は本当に山積しております。約2か月間学校が臨時休業していましたので、その遅れをどう取り戻すのか、これには非常に課題が山積していて、先ほど申しましたけれども、長期休業を短縮しなければならない、学校行事も見直さなければならないという大変なことになりますので、大分コロナも落ち着いてきたようですので、これから新しい年度の学校運営協議会委員の任命をして、この後第1回目の学校運営協議会がそれぞれ行われますので、その中でこういった支えが必要なのか、こういったことが必要なのか丁寧に進めていきたいと思っておりますし、先ほど述べたコミュニティ・スクール、町内の学校運営協議会の皆さんを集めた説明会をして情報共有して、共に進めていきたいというふうにして考えているところであります。

以上です。

(「答弁漏れ」の声あり)

○議長(野村 洋君) 答弁漏れ。

○15番(斉藤優香君) 森町の教育目標と教育ビジョンは、学校単位でつくられているのか、それとも森町全体でやっていくのかという。

○教育長(増川正志君) 答弁漏れありました。申し訳ありません。

学校教育目標は、それぞれに設定しております。森町小中一貫教育目標としては、小中一貫教育を進めるに当たって目標として掲げているところであります。

以上です。

(「いずれ皆さんに分かってもらえるように」と言う声あり)

○議長(野村 洋君) 小中一貫教育目標ですか。そういうふうしております。

○議長(野村 洋君) コミュニティ・スクールについてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、新型コロナウイルスの影響と対策について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

○14番(松田兼宗君) それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

新型コロナウイルスの影響と対策についてということで質問いたします。政府は、4月16日、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言を東京などの7つの都道府県以外でも感染が広がっていることから、対象地域を全国に拡大しました。そして、毎日のように少数ではありますが、新たな感染者が発生する中、5月25日、全国で緊急事態宣言を解除しました。これからは、制限だけでなく、コントロールしながら経済活動を推し進めていくという国の方針が示されたということです。また、人類がこれまで体験したことのない危機となった新型コロナウイルスの感染爆発、そのインパクトは社会や文化の在り方そのものを変えようとしていると言われております。そして、3密、密閉、密集、

密接を避け、手洗い、マスクの着用を基本とした新しい生活様式の実践が求められています。一方、新型コロナウイルスの感染拡大は、地方自治体の政治、行政などを大きく混乱させている中、コロナ危機終息後のアフターコロナの社会や経済を見据えて、自治体の在り方が模索され始めております。以下、お聞きいたします。

森町の政治、行政への影響と対策についてはどうなっているのか。

2 点目に、行政対応の問題点と改善点は何か。

3 点目に、新しい生活様式を取り入れた行政の在り方と方策についてお聞きします。

4 点目に、町民への情報伝達、広報紙やホームページ、SNS等の評価をどう行っているのか。

5 番目に、森町新型インフルエンザ等対策行動計画、森町新型インフルエンザ等対策本部条例、森町新型インフルエンザ等対策本部運営要綱などの見直しが必要だと考えるが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

1 点目ですが、保健衛生、雇用、経済、産業、観光、教育など行政全般において計り知れない影響を受けると考えております。今後の状況変化を捉え、それぞれの分野で適切かつ有効な対策を講じてまいります。

2 点目ですが、今日まで様々な場面で迅速かつ的確に対応しております。今後も問題が生じた場合には最善の方法を模索し、都度改善してまいります。

3 点目ですが、厚生労働省が示している新しい生活様式の実践例を基に感染症の拡大防止対策に万全を期し、町民の皆様の生命や健康を守ることを最優先に行政運営を行ってまいります。施設の運営につきましては、感染予防対策を徹底し、各種会合やイベントの開催などにつきましても感染リスクを考慮しながら段階的に緩和してまいります。

4 点目ですが、町公式ホームページと広報紙への掲載をはじめ、町内の公共施設や医療機関などにポスターを掲示し、必要な情報を分かりやすく伝達しております。特に防災行政無線の有効活用により、町民の皆様に対する迅速な情報伝達ができたものと考えております。

5 点目については、現行の行動計画と条例、要綱に基づいて対策本部を設置し、運営してきましたが、これらは必要に応じ見直してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） まず、適宜行っているというのは、今日のほかの方の質問の中でもコロナウイルス関連の話というのはしてしまして、その中であちこちでコロナウイルス対策等の話はしているのですが、あえてその部分については聞きません。

そこで、まず再質問の中でしたいのは、全体的な統括したウイルス対策についての方策というのはどこでしているのかといたら、2月25日に対策本部立ち上げていましたよね、私はそこだと思っています。その部分でどの程度把握して、各課、そして全体的な部分

というのは誰が把握しているのですかということなのです。ほかの議員の先ほどの答弁の中でもあったように、各課ごとに適宜指示を出して感染対策とかやっているのだという言い方はするのだけれども、それは当然なのですが、それを森町全体としてどのような形で統合して把握しているのか、それが肝腎なことだと思います。それを把握しながら、森町では発生はしませんでしたけれども、万が一発生した場合に対応する場合にはその改善策なりいろいろな部分、問題点を洗い直す必要というのは各部も当然必要なのですが、全体的な部分での統括する部分ってどうしてもそこがなと思いますので、その対策本部の機能をきちっとする必要があるのだと思いますので、再度詳しくその辺の考え方ということ伺いたいと思います。

それと、今回町民への情報伝達ということでいろんな形でやっているのですが、ただどうも腑に落ちないのは、ホームページというのを今回すごく利用しているのです。例えばホームページの新型コロナウイルス関連情報という形で一覧をつくっています。これは、2月20日から6月8日まで合計75件載っかっています。今までは、こういうホームページの使い方はなかったはずなのです。これほど情報が随時入れ替わっていることというのは今までなくて、だからこういう形で載っけていかざるを得ない部分だと思っています。ホームページを利用するのはいいのですが、今までの町民への情報伝達の中で、ホームページというのは一部の人しか見られないから、それ以外にもっとやらなければならないのだという言い方をしているわけです。先ほど町長の答弁でも防災無線のことを有効に活用したと言っているのですが、防災無線を実際どれだけの方が聞いているかというのは把握していますか、していないはずなのです。それと同じで、ホームページが今後重要な情報伝達の役割を果たしていくということは町自体も認識しているから、これだけの情報量載っけているはずなのです。

とすれば、今日の教育委員会で進めるGIGAスクールの問題とか、タブレット1台ずつ持っていくわけですね、子供たちが。それをどうやってその中で組み込んで有効に活用していくかということも今後考えなければならないと私思うわけです。だから、そういうことからしても、ホームページの運用の仕方を再度見直しながらというよりも、いかに町民の方にホームページを見てもらうのかということを考えなければならない。それが非常にこれから重要になってくるだろうと。そのきっかけとしては、GIGAスクール構想の中でタブレットを各家庭に1台ずつ持ち込む形になりますから、それが重要な役割を果たすだろうと私思うわけです。そのことを含めて、今回の情報伝達の評価というのは先ほどしていますけれども、今後の方策ってそれを参考にしながら今後進めていくべきだと、ホームページの活用を進めていくべきだと思いますので、その辺お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、今回の森町新型インフルエンザ等対策本部ですが、まず本部長は私になります。それで、各担当課の管理職が全て本部員となって、それぞれの持ち場であります医療や保健、それからまた商工関係、農業関係、漁業関係、また学校分野に対してもそれぞれの担

当課が掌握して、そして会議を開く場合には、案件事項があった場合にはやっぱり皆さんに集まってもらいます。課長不在の場合は課長補佐もしくは係長、代理の者をよこして、全ての情報がきちんと伝わるように、そういう組織です。

そしてまた、2月25日に設立してからいろいろと毎日情報の変化が現れております。それについても時系列で全てを整理し、そしてその時系列で整理したものの中から今度はホームページにアップしているということで、議員が先ほど再質問で言ったとおりに、今回のコロナ対策についての情報量というのは今までには信じられないぐらいの膨大な量になっております。そこをそれぞれ皆さんが確認していただければというのはなかなか難しいのかなとも思いますし、ただできるところについて見れば、このホームページについてはスマートフォンでも確認できますので、少し時間はかかるのかもしれませんが、自分の目的に合った、そういう情報が載っている場合もあります。もしくは、町のホームページに全てが載っていないなくても、そこからまたアクセスリンクが張られていて、道庁や経済産業省、国のほうにも飛ぶというふうにして、全てが基本的には掌握できるようになっております。でも、こういう道具を持たない、そういう方々も中にはおりますので、当然防災行政無線やいろんな伝達手段を使いながら、少し遅れるかもしれませんが、広報紙もその伝達の一環としては全ての家庭に届けられるものですから、それも活用させていただいております。

教育委員会で今進めておりますGIGAスクールの中の生徒一人一人に対応できるタブレット、これについても内容としてはそういった緊急時の情報を収集するためには問題のない範囲で今後開放できるのかな、そのように思いますけれども、今のところ細かいところについては教育委員会のほうとも詰めておりません。基本的には学習にまず使うということで進めておりますので、応用ができればその辺の開放も可能なのかなと、そのように考えております。

今後も情報伝達、それから新型コロナについての対応というのは、先ほども申し上げましたけれども、まだ終息したわけではございませんので、これからもこの対策本部においてきちんと確かな情報を共有して、そして各担当課でそれに対応してまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） これでホームページに対する考え方が変わってくるのかなというふうに、今回が大きなきっかけになるのかなというふうに認識しています。先ほども言いましたように、今まではどっちかというホームページというのはほんの一部という、町内向けではないのですよね、どっちかという。今後これをきっかけにホームページの活用というのはますます重要になってくるのかなと私思っていて、その上で今後の情報発信の中心に据えていくことになってくるのだと私は思うわけです。今までは、どっちかというホームページに載せても仕方ないみたいな話を随分しているわけです。広報紙が

各家庭に届くから、それが大事なのだという話で、月1回の発行ですよ、それは。今回は、リアルタイムに情報を発信できるというのはこれしかないわけですからと思っています。

それで、今回ホームページはいいのですが、肝腎なというか、スマホの話しましたので、スマホで主に情報を受信しているというのはSNSなのです。それは何かというと、フェイスブックなり、ツイッターとかあるわけですがけれども、それについての情報発信は森町については1個か2個しかされていないのです。それが非常に残念だと思っています。というのは、先ほど言いましたように、スマホで手近にいろんな情報を見れる人が圧倒的に多いわけですよ、ホームページよりも。その部分というのは全くなされていないと言っているくらい情報発信がされていません。それを何とか今後の考え方として、当然人手が必要になってきますから、その分の人材的な部分も当然必要になってくるのだと思いますけれども、最後にそれだけ、今後の展開としてはそのことを特に今後力を入れてやるべきだと私思いますので、最後にそれだけ聞いて終わります。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問についてお答えいたします。

今回の場合は、先ほども申し上げましたけれども、いろんな時系列で入ってきた情報、それから対応しなければいけないこと、対策本部と並行してホームページ上にも載せてございます。恐らくこれは、今まで議員も質問の中でもおっしゃっているように、恐らく初めてのことだと、そのように思います。そして、これは特に急ぐ場合には大変重要なアイテムだと私も思っております。そして、緊急な状況については、もっと急ぐのは防災無線も同様だと思っております。防災無線につきましては屋内から屋外まで、そしてホームページについては見ようとする人が確実に見れると、そういう状況になってございますけれども、状況に応じてこれは使い分けていく、並行して使っていくということになると思います。ただ、本当にこれが最大重要でこれ以外はあと要らないと、そういうことにはならないと思いますので、全てのお宅に通じるのは広報紙、若干これは遅れても情報が一月に1遍でもきちんと伝わる、それも大事なことです。いろいろな伝達方法を使いながら今後も進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新型コロナウイルスの影響と対策についてを終わります。

以上で14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、遭難事故抑止対策について、自席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして質問させていただきます。

遭難事故抑止対策についてです。近年の健康志向も相まって、登山や山菜取りなどで入山される方が増加傾向にあります。自然の中でのアクティビティーとして根強い人気があり、運動不足解消やストレス発散には非常に効果的です。雪解けが進んだこの時期から秋口までは、自然のすばらしさと恵みを満喫するにはもってこいのシーズンとなります。しかし、残念ながら、山での遭難事故が多発するのもこれからの時期であり、北海道内でも今年の4月以降多くの方が遭難で亡くなり、行方不明の方もおられます。遭難事

故の報道などを見ますと、いわゆる初心者の方ばかりではなく、山歩きのベテランの方でも遭難する案件が多く、経験だけが遭難事故を防ぐ策ではないのではと思われ、慣れや油断、ちょっとした不注意が悲惨な事故へとつながっています。

森町は、素晴らしい自然からの恵みである山菜取りや雄峰駒ヶ岳への登山など、余暇活動にて入山される方が非常に多い地域であり、町民の方だけではなく町外の方も多く来町し、入山しております。近年は死亡事故につながるような遭難は発生しておりませんが、以前には死亡事故に発展した事案があり、行方不明者に対して捜索隊が編成された事案もあります。また、山菜取りで入山した方が所持品を残して行方不明となり、熊と遭遇して襲われたのではと思われる事案も北海道内で発生しております。自治体によっては、遭難事故の防止、予防について取りまとめた要綱や条例を定めており、入山者としての責務や心得、捜索費用の負担などを明確にしております。また、入山の際の主要箇所への遭難事故防止のための警告や啓発看板などの設置による啓蒙活動を行っております。森町においても、近年発生していないので対策しないのではなく、悲惨な遭難事故の一つでも減らし、安全な山歩きを入山者自らがしっかりとした準備で楽しんでもいただくためにも、改めて対策が必要であると考えますので、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

新聞報道にもありますように、北海道内では山岳遭難、山菜取りによる遭難が例年発生しており、今年に入り、渡島管内では山菜取りによる遭難で2名の方がお亡くなりになっております。心から冥福をお祈りするところです。また、本格的な登山シーズンを迎え、北海道駒ヶ岳も多くの登山者が今後訪れることが想定されます。

さて、山岳遭難や山菜取りによる遭難の事故抑止対策ですが、町公式ホームページや広報もりまちへ遭難事故防止の啓発記事を掲載し、複数での行動推奨や行き先、帰宅予定時間などを家族や周囲の方に知らせるなどの注意喚起を行っているところです。また、駒ヶ岳の登山対策としましては、活火山であることから遭難時と同時に町公式ホームページや登山口への看板設置により、入山届の提出や登山ができる時間帯を午前9時から午後3時までとするなどの対策を行っているところです。なお、遭難事故に関する条例等の制定を行い、捜索費用の負担の規定を盛り込み、住民などへの遭難防止の啓発を行っている自治体もありますが、森町では現在のところ条例などの制定は考えておりません。自然を活用して行われる山菜取りや山歩きなどの余暇活動には当然のことながら自己責任が強く求められると考えますので、引き続き山岳遭難、山菜取りによる遭難事故防止のため、啓蒙、啓発を進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） 今年に入ってから、隣の八雲町なんかでは同じエリアで日にちずらして2回起きていたというようなケースもあるようで、特に春は山菜取りの方の行方不明が本当今年は多いなというふうに見ていました。森町でも、平成27年になりますか、駒

ケ岳山麓で3日間行方不明になって、無事発見されたのですけれども、搜索費用も相当かかったのですけれども、駒ケ岳山麓ってほとんど携帯電話が通じるのです。ただ、3日間行方不明になった方はたまたま車に忘れていったというような案件だったかなと今思い出したのですけれども、ちょっとした不注意とか慣れが悲惨な事故を発生させてしまっているのかなというふうに思う中で、町長今ほどホームページだとか広報で周知、啓蒙活動しているということなのですから、山菜取りに行く方って結構年配の方が多いわけなのですけれども、ホームページは正直ああいう方ってあまり見る機会がないのかなという中で、僕もたまに山歩きは好きですとすることがあるのですけれども、主立った山に向かう主要道路だとか駐車帯になりそうなところに結構啓発の看板を立てているところがあるので、遭難事故多発していますのでとか、最低限の装備は持ってくださいとか、条例なんかで定めているところでは搜索費用を負担していただく場合もありますというような看板が山の入り口に立っているのです、その看板を横にして山に入っていくわけですから、忘れ物ないかなとか、ちょっと気づけなければと、そこで改めて山に入る前に注意する一つの要素になるのかなというふうに実際に看板立っているのを見て僕も思ったものですから、ただ森町のそういうポイントにはそういう看板は一か所も立っていないのかなというふうに思っていました。

そこで、抑止力といいますか、改めて注意してもらうためにもそういった看板の設置が必要なのかなというふうに思うのですけれども、そういった看板、もし立っているのであればどういったところに今立てているのかというのを教えていただきたいし、もし立っていないのであればそういうものの設置が必要なのではないかと思うのですけれども、そこをまず再質問させてください。お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、魅力ある山菜が春や季節に応じて育つところには非常に、その自治体だけの方々ではなくて遠いところからのたくさんの方が訪れると、そういう傾向がございます。そういう中で、気をつけながら入山してもどうしても夢中になっているうちに道に迷われたり、それから遭難したりする場合は今回のケースかなと、いろんなケースが考えられます。平成27年の森町の駒ケ岳地区においても、本当にすぐそばにいます。でも、見つけれなかったという例がありますので、入山される方には何回も何回も再三注意を促すことが大事だと、そのように思っております。そういう中で、広報もりまちの6月号、今月号にも森警察署からのニュースということで、入山するときの注意書き、そういったものが載

せられております。そういったこともありまして、これが森町で載っているということは恐らく函館市内の広報紙、それから各自治体の広報紙にも全て警察署からの注意として載っているはずです。これは、ホームページを見られない方でもぜひ中を見ていただければ気づくはずでございますし、計画や誰かに話しししていくとか、予定外の行動になったときに家族が警察に対して捜索を依頼する、そういうことが考えられると、そのように思っております。

さて、登山するときの看板のことに入ります。駒ヶ岳登山口は赤井川1か所にとどめております。そういうことで、その入り口には入山する方々に対する注意書き等があるわけですが、そこ从中に入りますと、私ちょっとこれ確認不足なのですが、あそこ真っすぐ馬の背まで一本道であるのと、それから国定公園の中になりますので、恐らくおかしい構造物や、そういったものは立てられないのかなと思って、今現在のところ立っておりません。でも、ほかの山というか、ほかでも入山する場所も町内ございます。いろんな危険が伴うような、そういう入山する場所があれば、逆にそこらには何がしか対策を考えて看板の設置が必要なのかもしれません。立てるか立てないか、その状況にも、その場所にもよるのですが、そういったことに関して今後担当課といろいろと協議を進めていきたいなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 今回のテーマで登山と山菜取りとあったとして、分けるとするのであれば、駒ヶ岳登山に関しては登山道から外れない限りは周りが林になっているわけでもないの、立入禁止の場所とかに入っていく限りそれほど遭難だとか迷いはないのかなと安心しているところなのですけれども、やっぱり山菜取りです。山菜取りも駒ヶ岳山麓と渡島半島の奥のほうと分かれていくと思うのですけれども、主要箇所だけでもいいので、大体ポイントって決まっていると思うのです。車入っていける場所だとか、車置けるところ、大体決まっていると思うので、そういうところだけでもぜひ啓蒙、啓発、注意喚起していただくための看板は設置を進めていただきたいなと。看板1枚で遭難事故1件もし防げたとしたなら、これほど費用対効果が大きいものはないのかなというふうに思っていたところです。

それで、最初の答弁の中になるのですけれども、今のところは条例等は考えていないというふうなお話だったのですけれども、27年の行方不明ですか、以降は森町では大きなものは発生していないのかなというふうに僕は思っているのですけれども、周りの自治体見ますとちゃんと定めているところが多いのです。入山者の責務をはっきりする。そして、自分で感じていただく、そして自分でしっかりと準備して山に入っていくと。これ以前にも一般質問にあったかと思うのですけれども、決して捜索費用を払ってもらうための決まり事ではなくて、しっかりと準備していただく、改めて注意していただく、そういう町の条例等々の整備というのは起きる前にやるというのが大事なのではないかなというふう

に思っていました。

そこで、改めて、そういった条例ですとか要綱等になるかと思うのですけれども、町内でそういう事故が起きる前に、起きてから整備するのではなくて、起きる前に整備することが大事なのではと思いますので、その点を再々質問させていただきたいと思います。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

この春先、春の時期、また夏、秋もそうですけれども、春先は特に、登山に関しては本当に危険な場所に行かない限りは大丈夫かと思います。山菜取りに対しましては、ヒグマとの遭遇ですとか、そういう危ない場所も中にありますし、そういうところこそいい山菜が豊富だということがございますので、それは行く方々は厳重に注意していろんな装備をして行っていると、そのように思います。ただ、そういうお話を聞きつけて、軽々しく軽い装備で行かれる、そういう方々がいろんな事故に遭ったり、議員の最初の質問にもあったように、ベテランであっても、今個体数が恐らく増えていると思いますから、その時々々の状況、今年の状況でいいますと雪が少ないので、早めに冬眠から目覚めて、そしていつもだったらいいのに遭遇して、先般から行方不明になっている方もいらっしゃる、そういうことを伺っておりますので、これはいろんなテレビのニュースですとか新聞に載ると皆さん注意しているのかなと、そのように思います。町内にも熊が出そうな場所には熊のマークの看板はもう既に立っております。ですが、まだまだ必要な場所があるかもしれません。

そういったことは、今後看板もそうですし、条例についても条例を制定して、例えば行方不明になったときに有償だからちょっと入るの考えるかと、こういう方々はなかなか少ないのかなと思います。やっぱり魅力があるのは、そこに旬のおいしいものがあるから、それからその時期でしか見られない景色があるからだ、そういうことを目指して行くわけですから、条例で縛ることなく、そしてこの地域の情報を外から来た方々に対しても発信するのはホームページ上でもできることもありますし、いろんな情報を発信しながら、もし万が一条例が必要なのであれば、そこは私たちも考えます。この必要性、看板もそう、それから条例もそう、この必要性も含めて今後検討して取り組んでいきたいと、そのように思っております。熊に近いところにお住みの方もいらっしゃいますので、そういう方からの注意も貴重なご意見として伺いながら、今後も事故のないように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 遭難事故抑止対策についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、新生児聴覚検査の費用助成について、議席6番、加藤進君の質問を行います。

○6番（加藤 進君） 通告に従いまして、新生児聴覚検査の費用助成について町長に質問させていただきます。

国内の少子化が叫ばれてから長期間にわたり経過をしており、国や道、森町においてもいろいろな少子化対策について実施をしているが、歯止めがかからず、逆にますます少子化が加速をしている現状と思われます。森町での昨年1月から12月までの1年間の人口推移を見ますと、亡くなった方が267名で、誕生された新生児は72名となっております。死亡者が約3.7倍多く、人口減の大きな要因となっております。

出産や新生児に対しては、より以上の手厚い支援策等を行うことによって少しでも少子化に歯止めがかかるものと思います。その一環として、支援策の中でも2005年から始まった生まれたばかりの赤ちゃんの難聴の有無を調べる新生児聴覚検査があり、費用は自己負担であったために道内の受検率は低かったが、近年になり受検の費用を多くの自治体が助成をし、受検率が向上しており、全国平均近くまでになってきました。難聴の早期発見は、言語の発達に大きく関わり、適切な治療を行うのに重要で、より多くの自治体の助成が必要としており、森町においても早急に全額助成を行い、少子化減少阻止対策を施行していただきたい。町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

全国的に少子化が進行する中、当町においても少子化対策は行ってきておりますが、ここ数年の出生数は年間70人ほどにとどまっており、人口減少に歯止めがかかっていない現状にあります。新生児聴覚検査は、医療機関において受検意思を確認された上で行われており、当町における昨年度の受検率は97%となっております。検査費用の一部もしくは全額を助成する自治体は年々増加しており、道内では今年度より一括協定による公費負担が可能となりました。これは、道医師会と希望する自治体が一括で協定を締結するもので、初回の検査費用に対して他市町村が助成を行っております。町では、これまで妊産婦や乳幼児への助成を各種行ってきていることから、新生児聴覚検査についても費用負担を検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（加藤 進君） 今町長のほうから森町でもこれから実施していきたいというお話がございましたので、ちなみに全道179市町村ある中で、まだ実施をしていないのは50市町村だけしかないということであります。ぜひとも早急にやっていただきたいというふうに思うわけであります。ただ、この検査については、そんなに高いものでないので、全道平均を見ますと3,000円から8,000円と伺っております。その中で、森町の出生児の金額にすれば70万そこそこの金額でできるので、今年度中に何とかやっていただきたいというふうに思います。本当にこの検査というのは重要でありまして、早ければ早いほどいいのだと、資料を見ますと生後2日から退院前までに行われるのだと、そうすることによって早く見つけて早く対抗策をできるということでございます。これは、森町も実施するということに当たって妊婦さんなんかにもいろいろな情報を提供していただきたいというふうに思いますので、ぜひともやっていただきたいというふうに思います。

それと、これはちょっと関連になるかも分かりませんが、新生児ばかりでなくて、森町には聴覚障がい者が現在44名おられます。その44名の方が全員とは言いませんけれども、緊急時の場合に消防に119番かけるわけでありますけれども、話しすることはできないので、それらを今全国の消防サイドでもスマホを利用してネット119というのを導入してまして、これは消防がスマホの衛星利用のシステム、GPSを利用して通報場所を把握して、チャットだとか、いろんな詳細な情報をやり取りするのだと、そうすることによって、スマホで救急なのか火事なのか、それを選んで通報できるというのがこの頃出てきたのです。それで、当町においてもそれらもこれから検討していただきたいというふうに思いますけれども、それらについてもよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時04分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの新生児の聴覚検査に対して、いろいろと費用についても調べられていただき、また状況についても詳細な部分は私も初めてというか、分かりました。聴覚に障がいを持って小さい頃育っていきますと、教育ですとかいろんな行動に障がいが出てくるという例はいろんなところで聞かされております。ぜひ聴覚障がいは100%検査して、障がいを持たないように、治療ができればまたそれも回復できると思いますので、前向きに取り組んでいきたいと、そのように考えます。

そしてまた、ネット119につきましては現場サイドの専門的な部分がございますので、消防長より回答させます。よろしくお願いします。

○消防長（東谷直樹君） ネット119のほうについて私のほうから説明いたします。

今現在聴覚障がいの方々のためには、聴覚障がい者用のファクスというものを導入しておりまして、ファクス実際に書いていただいて、消防のほうに119番の代わりにファクスで送ってもらうという体制を取っております。ただ、ネット119に関しましては国の施策でございまして、令和2年度までにはほぼ設置してくださいということだったので、2年前にこの施設を導入するためにはうちの通信指令台をどのように改修したらいいか、いろいろな方法を考えたところ、初期費用の段階で100万、あとランニングコストで年間50万かかるというようなことでしたので、今指令台のほうを改修するにはちょっと厳しいだろうなということもあります。それで、平成17年、18年に新しい施設になってから、指令台のほうももう十四、五年たっております。そろそろ更新時期になっておりますので、その時期にネット119のほうも導入していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問、通告外であまり脱線しないようにお願いします。

○6 番（加藤 進君） すみません、気をつけます。

消防長、ありがとうございました。

それで、新生児の聴覚テストだとか、スマホからのGPSの関係だとかは、第2次森町総合開発振興計画の中にもうたっていたきたいと、これは2018年から2027年までの10年計画の中で物すごく立派なことをうたっていますので、その辺についても着々とやっていただけるのかなというふうに思います。また、第2次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも立派なことがうたわれています。これは、今年からですか、5年間でやるというふうになっていますので、町長におかれましては半ば中途の政策でございますので、今後より以上に力を入れて頑張ってもらいたいというふうに思いますので、今年の秋に大きな事業がございますので、それに向けて頑張ってもらいたいというふうに思います。それらについてもちょっと表明していただきたい。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略、そういう計画も今具体的にあり、また5年ごとの実施計画に今入ったところでございます。先ほどご質問いただきました新生児の聴覚検査におきましても、これはなるべく早めに実施したいなど、そういうふう考えておりますが、消防庁、もう一つのチャット117、これにつきましても具体的に形をつくっていくというのは年を越す新年度以降になっていくのかなと、そのように思っております。また、多くの課題も今山積、残された中で、今年の場合は新型コロナウイルスのおかげで途中で政策的なものは中断している状況です。これについては、本当に町民の方々にも申し訳ない気持ちで私いっぱいです。何とか早期に元に戻って正常な状態に戻るまで、これについては今とにかく、これまでも懸命に努力してまいりましたけれども、これからも終息して落ち着くまでの間は全力で取り組んでいきたい、そのように考えております。

そういう中でこの秋を迎えるわけですが、皆さんから負託いただいた大きな、本日もご提言いただいた、そういった内容につきまして今後も具現化するためには町民の審判を仰いでいかなければならない、そのように思っております。そういう関係で、この秋に行われる予定の町長選挙に対しまして私も皆さんの町民の承認を得るべくこれに向かって挑戦をしていきたいと、そのように思っております。今後とも皆さん方のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 新生児聴覚検査の費用助成についてを終わります。

以上で議席6番、加藤進君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

コロナ対策のために2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について、令和元年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをごらんください。本件につきましては、令和元年度森町一般会計補正予算の第9回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億5,335万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ126億3,638万9,000円としたものです。

地方債の変更は、第2表に掲載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、項1町民税から12ページ上段の項6入湯税まで町税全体として9,796万3,000円を追加したものです。

続いて、款2地方譲与税から18ページの款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料、20ページからの款14国庫支出金、24ページからの款15道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正したところです。

続いて、28ページからの款16財産収入、款17寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと納税寄附金につきましては、7万4,969件で総額16億476万2,000円の収入となったところです。

続いて、30ページからの款18繰入金ですが、財政調整基金は調整財源として予算計上しておりましたが、1億6,505万7,000円を減額するものです。

続いて、款20諸収入から34ページの款21町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。48ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金の3,625万8,000円は、国民健康保険特別会計の執行精査によるものです。

続いて、50ページの目4老人福祉総務費、節28繰出金の3,087万7,000円は、介護保険事

業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査により、それぞれ増額補正をしたものです。

続いて、52ページの日8後期高齢者医療費、節28繰出金の97万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の執行精査によるものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。

○5番（伊藤 昇君） 基本的なことを総務課長にお尋ねしたいのですが、まずこの専決処分、承認と報告、報告ですから承認する必要もないので、議会のほうで。ですけれども、中を見ますと、3月補正で予算を減額して、新年度と対比するようなものというのがあります。このつくり方なのですから、3月の時点でもう補正つくるときに確定しているものまで専決処分にしてしまうというのがどうなのかなと、このつくり方が。例えば28ページ、29ページなんか、不動産収入、からまつの森の収入141万4,000円、これ当初と同じ額出ている。前にも私質問しているのです。前のときにも質問しているの、いつも同じで減額しているよと。これなんか3月に分かっていたはずなのです。それが企画費で見ると、42ページ、43ページで見ると、そっくりそのままここで落ちている。これというのは3月の時点で分かるわけです。そうすると、新年度の予算と対比できる。これなぜ今やらなければ駄目なのかというのが理解できない。

それから、26ページ、27ページの商工の補助金で、これは新しい事業でU I J ターンの新規事業なのです、75万、これがここの専決で落ちてくるというのは既に分かっていたのです、3月の時点で、こういうことを報告の中の専決処分でやるというのが、このやり方というのはいいのですか。そこちょっとお願いします。

○総務課長（長瀬賢一君） 答えいたします。

まず、基本的な考え方としては、3月の時点で事業費が確定しているものについては減額補正するということで予算編成時に指示をしているところです。ただ、今言ったような事例につきましては、まだ事業が確定していないものもございますので、そういったものは3月ぎりぎりまで待って専決で予算を減額するというような手法を取っているというものもございますので、そういうことでご理解を願いたいというふうに思います。

○5番（伊藤 昇君） さっき言ったからまつの森なんか、これ毎年ですよ。この冬に売っていますか、3月の時点で。本人と折衝して、登記して、できますか、3月の時点で、できないでしょう。それなのにこうやって専決でただ報告すればいいという主義でやるというのがいかなものですかと私言っている。3月の時点でちゃんと減額補正するものはして、当初予算にもしのつていれば、なぜここで減額、全部落ちているのに当初予算でまたのってくるのという話になるでしょう。そこ説明しないためにやっているわけでないと思うけれども、毎年のようにこれが出てくるというのは、この手法というのはおかしいのではないかと私思います。もう一回お願いします。

○総務課長（長瀬賢一君） 答えいたします。

からまつの森の収入の予算計上につきましては、来年度以降どういった形にするかということについて担当課と協議してまいりたいというふうに思います。それから、3月の議会時にはなるべく事業等を精査して減額補正に努めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、報告第2号 専決処分した事件の報告について、令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 報告第2号の専決処分した事件について説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。本件は、令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第4回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,181万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億9,264万7,000円とした専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費等の確定に伴い、精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6 ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税につきましては、精査により目1 一般被保険者国民健康保険税及び目2 退職被保険者等国民健康保険税を減額したものです。

下段、款4 道支出金は、保険給付費等の確定により精査し、補正したものでございます。

8 ページ、款5 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の精査に伴い、一般会計からの繰入金を増額補正したものでございます。

10ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1 総務費、項1 総務管理費から12ページ下段、項5 特別対策事業費までは、人件費、事務費等についてそれぞれ執行精査し、補正したものでございます。

14ページ上段から18ページ上段までの款2 保険給付費の補正につきましては、療養給付費等の確定に伴い、執行精査したものでございます。

中段の款3 国民健康保険事業費納付金から20ページ中段の款4 保健事業費までにつきましては、納付金のほか、特定健康診査等の事業費について精査したものでございます。

22ページ、款7 道支出金、項2 繰出金は、国保病院直営診療勘定への繰出金について精査したものでございます。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書 6 ページからです。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第 2 号を終わります。

◎日程第 8 報告第 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第 8、報告第 3 号 専決処分した事件の報告について、令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 報告第 3 号の専決処分した事件について説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。本件は、令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第 3 回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 536 万 4,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 2 億 3,413 万 1,000 円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4 ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款 1 後期高齢者保険料、項 1 後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、補正したものでございます。

款 3 繰入金及び款 5 諸収入につきましては、会計の終了に伴い、それぞれ精査し、補正したものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。6 ページをお開き願います。款 1 総務費、項 1 総務管理費につきましては、人件費、事務費の執行精査により補正したものでございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入等の精査によるものでございます。

8 ページ、款 3 諸支出金は、保険料還付金及び還付加算金の執行精査により減額となっております。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第 3 号を終わります。

◎日程第 9 報告第 4 号

○議長（野村 洋君） 日程第 9、報告第 4 号 専決処分した事件の報告について、令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 報告第4号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、令和元年度森町介護保険事業特別会計において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページをお開きください。令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第6回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,636万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ20億727万3,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万円を追加し、歳入歳出それぞれ495万2,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。本件は、各事業、給付費等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8 ページをお開き願います。歳入、款1 保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料全体としまして463万5,000円を減額補正したものです。

款4 国庫支出金から12ページ、款8 繰入金につきましては、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の執行精査により増減補正したものです。

続いて、歳出の主なものについてご説明させていただきます。16ページから18ページの款1 総務費につきましては、人件費、事務費、認定調査費用等の執行精査により減額補正したものです。

18ページから26ページの款2 保険給付費につきましては、各サービス費等の執行精査により減額補正したものです。

26ページから32ページの款4 地域支援事業費につきましても、各事業及び包括支援センターの運営費等の執行精査により減額補正したものです。

款6 基金積立金につきましては、各サービス費等の確定に伴い、増額補正したものです。

続いて、36ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款1 サービス収入につきましては、サービス計画費収入の執行精査により増額補正したものです。

38ページをお開き願います。歳出、款1 事業費につきましては、サービス計画作成委託料の事業執行精査により減額補正したものです。

款2 諸支出金につきましては、事業執行精査により増額補正したものです。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第4号を終わります。

◎日程第10 報告第5号

○議長（野村 洋君） 日程第10、報告第5号 専決処分した事件の報告について、令和

元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） それでは、報告第5号、専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

1 ページ目をごらんください。令和元年度の会計予算中、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,773万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,441万2,000円とすることとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。4 ページ、5 ページをお開きください。歳入でございますが、款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入及び目2 居宅介護サービス費収入並びに項2 自己負担金収入につきましては、入園者の入院等による減額が主な要因でございます。

次に、款3 繰入金は、一般会計繰入金で調整を図ったものでございます。

款5 諸収入、項1 雑入は、雇用保険料の自己負担分が主なものでございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開き願います。歳出でございますが、款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費につきましては、主なものとして職員の人件費並びに需用費、委託料などを精査したものでございます。

続きまして、8 ページ、9 ページをお開き願います。款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費につきましては、入園者のサービスに係る職員の人件費並びに需用費などを精査したものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、令和元年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） 報告第6号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。本件は、令和元年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ51万1,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料につきましては、業務の執行精査によりまして2,000円を増額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節9旅費につきましては、業務の執行精査によりまして7万7,000円を減額するものでございます。また、節28繰出金につきましては、歳入歳出の確定に伴いまして7万8,000円を増額して、一般会計に繰り出すものでございます。

以上、報告第6号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第6号を終わります。

◎日程第12 報告第7号

○議長（野村 洋君） 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） 報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。本件は、令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第4回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ869万円を減額し、歳入歳出それぞれ5,523万5,000円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりまして主なものについてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、ウロの受入れ量の減少によりまして87万2,000円を減額するものでございます。

また、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、業務の執行精査によりまして781万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1項1目1総務事業費869万円の減額につきましては、主なものについてご説明いたします。節11需用費の146万円の減額につきましては、乾燥業務の縮小に伴います薬剤類の使用量の減少によるものでございます。また、節13委託料の640万円の減額につきましては、ウロの受入れ量の減少に伴います試験処理業務の縮小及びウロ貯蔵槽処理業務の執行精査によるものが主なものでございます。

以上、報告第7号、専決処分いたしました事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認め、以上で報告第7号を終わります。

◎日程第13 報告第8号

○議長(野村 洋君) 日程第13、報告第8号 専決処分した事件の報告について、令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○病院事務長(小田桐克幸君) 報告第8号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものでございます。

1 ページをお開き願います。本件につきましては、令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目となったものでございます。

第2条、令和元年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したものであります。

収入、第1款病院事業収益10億9,803万4,000円に310万8,000円を追加し、11億114万2,000円とし、支出、第1款病院事業費用、11億7,817万9,000円に48万円を追加し、11億7,865万9,000円としたものでございます。

以下、2 ページ中段の事項別明細書にてご説明申し上げます。収入でございます。款1 病院事業収益、項2 医業外収益、目4 国庫補助金310万8,000円は、年度末に決定した国保調整交付金の収益計上でございます。

次に、支出でございます。款1 病院事業費用、項1 医業費用、目5 資産減耗費480万円は、人工呼吸器等の除去に伴う価値減少を費用計上したものでございます。

以上、報告第8号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認め、以上で報告第8号を終わります。

◎日程第14 報告第9号

○議長(野村 洋君) 日程第14、報告第9号 令和元年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長(長瀬賢一君) 報告第9号についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてであります。裏面を御覧ください。款10教育費、項2 小学校費及び項3 中学校費の事業名、公立学校

情報通信ネットワーク環境施設整備事業の合計 1 億1,596万3,000円を翌年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第 9 号を終わります。

◎日程第 15 承認第 1 号

○議長（野村 洋君） 日程第15、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について、令和 2 年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 承認第 1 号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、令和 2 年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、令和 2 年度森町一般会計補正予算の第 3 回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億5,326万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ124億1,109万9,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4 ページをお開き願います。歳入ですが、款 15 国庫支出金では特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金を計上したものです。

次に、6 ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。款 2 総務費の15億3,376万5,000円は、1 人につき10万円を給付する特別定額給付金事業に係る予算を計上したものです。給付事務に係る会計年度任用職員 4 人分の人件費、需用費、役務費、システム委託料、使用料及び賃借料など事務費の合計は1,726万5,000円、また特別定額給付金は15億1,650万円を計上したものです。資料ナンバー 1 を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、款 3 民生費の1,950万1,000円は、児童手当受給世帯に 1 万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る予算を計上したものです。給付事務に係る会計年度任用職員 1 名分の人件費、需用費、役務費、システム委託料など事務費の合計額は329万1,000円、また子育て世帯臨時特別給付金は1,621万円を計上したものです。資料ナンバー 2 を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから承認第1号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第15、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第16 承認第2号

○議長(野村 洋君) 日程第16、承認第2号 専決処分した事件の承認について、令和2年度森町一般会計補正予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(長瀬賢一君) 承認第2号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1ページをごらんください。本件につきましては、令和2年度森町一般会計補正予算の第4回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,031万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ125億3,141万1,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款19繰入金ではふるさと応援基金繰入金を計上したものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。款7商工費の1億2,031万2,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響を受け、売上高等が減少し、事業活動に支障が生じている町内事業者に対して事業活動の維持または継続のための支援金を交付する森町緊急経営支援金交付事業に係る予算を計上したものです。交付事務に係る需用費、役務費、事務費補助金など事務費の合計額は31万2,000円、また緊急経営支援金は事業者1,000件分として1億2,000万円を計上したものです。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第17 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料4の新旧対照表によりご説明いたします。2ページをごらん願います。第1条による改正です。2ページ上段、第10条、読替規定に係る規定の改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、2ページ中段、第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税に係る規定の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長しようとするものです。

続きまして、2ページ下段、第23条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等についての改正は、地方税法附則第59条第3項において準用する地方税法の規定において条例に委任している事項の細目について定めようとするものでございます。

続きまして、第2条による改正です。3ページ上段、第10条、読替規定による規定の改正は、法律の改正に伴う規定の整備をしようとするものです。

続きまして、3ページ中段、第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る規定の改正は、地方税法附則第60条第4項において条例に委任している事項の細目について定めようとするものです。

続きまして、3ページ下段、第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る規定の改正は、地方税法附則第61条第2項の追加に伴い、規定

の整備をしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料5の新旧対照表によりご説明いたします。2ページを御覧願います。2ページ中段、第17条、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例に係る条例の改正は、減免申請に関する細目について定めようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第3号の森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者の介護保険料の減免についての特例を定めようとするものです。

資料裏面、新旧対照表を御覧願います。改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者の介護保険料の減免について、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の全部または一部について減免を可能とするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第4号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（安藤 仁君） 議案第4号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー7をご参照願います。

提案理由と改正内容でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、本条例から通知カード再交付手数料を削除する一部改正をしようとするものでございます。

なお、条例施行日は、公布の日からにしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第5号、濁川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、濁川辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものです。

裏面の総合整備計画書を御覧願います。本件につきましては、濁川地区の農道整備事業、農業用排水路整備事業、無線共聴施設機器更新事業の実施に当たり、濁川辺地に係る総合整備計画を策定し、辺地対策事業債を充当しようとするものです。

下段の3の公共施設の整備計画ですが、令和2年度から令和4年度まで3か年で事業を計画しております。農道濁川4号線、農業用排水路の整備、無線共聴施設機器を更新し、事業費全体として3億5,249万1,000円、辺地対策事業債の予定額は1億4,680万円と計画してございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第21、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第22、議案第6号 令和2年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(長瀬賢一君) 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町一般会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,480万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ126億621万4,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税の89万2,000円は、令和元年度個人住民税の一部について課税処理の過程で年金データがシステムに反映されず、課税漏れが生じたため、令和2年度において予算計上しようとするものです。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の1億1,061万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し、さきに承認いただいたもりまち応援券発行事業及び森町緊急経営支援金交付事業に充当しようとするものです。

続いて、目2民生費国庫補助金の113万円は、障害者自立支援事業費等補助金を計上し、地域支援事業に充当しようとするものです。

続いて、目5教育費国庫補助金の3,101万2,000円は、公立学校情報通信機器整備費補助金を計上し、GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末整備事業に充当しようとするものです。

次に、款16道支出金の56万5,000円は、国庫同様、地域生活支援事業に対する道からの補助金を計上しております。

次に、款19繰入金は、ふるさと応援基金を繰り入れ、各種事業に充当しておりますが、もりまち応援券発行事業及び森町緊急経営支援金交付事業への充当分を国庫補助金に振り替えたため、減額となるものです。

次に、8ページをお開き願います。款20繰越金の1,307万1,000円は、財源調整のため計上するものです。

次に、款21諸収入の250万円は、コミュニティ助成金を計上しようとするものです。

次に、10ページからの歳出についてご説明します。各費目で消防設備保守点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査したものですので、説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の需用費では、役場庁舎給湯室配水管の修繕及びコロナ対策として庁舎窓口カウンターの修繕料を計上しております。また、次亜塩素酸ミスト噴霧機6台の借り上げ料のほか、空気清浄機3台とシュレッダー1台の購入費を計上しております。なお、次亜塩素酸ミスト噴霧機の借り上げ料の予算計上についてですが、先般次亜塩素酸水の有効性と健康リスクについて新聞報道等がされております。これを受け、予算の執行につきましては関係機関の検証結果等を基に慎重に判断したいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

続いて、目11諸費の250万円は、響雅楽会が購入する太鼓、衣装等に対し、コミュニティ助成金を交付しようとするものです。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目4老人福祉総務費では、国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計に対する繰出金を増減補正しようとするものです。

また、目5障害者福祉費の226万1,000円は、地域生活支援事業の任意事業として実施する障害者訪問入浴サービスの提供を開始するため、2名分の委託料を計上しようとするものです。

次に、12ページの項2児童福祉費、目2保育所費、節17備品購入費の1万1,000円は、新川保育所にホットプレート1台を購入しようとするものです。

続いて、目4障害児通所支援費、節10需用費の19万4,000円は、あいあいクラブトイレの小破修繕料を計上しております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目3予防費及び目4保健事業費では、会計年度任用職員の通勤手当に不足が生じるため、増額計上しようとするものです。

続いて、項2清掃費、目3清掃施設費では、PCB廃棄物処理等業務委託料が確定したため、減額補正しようとするものです。また、昨年度旧ごみ焼却施設を解体した際、周辺の堆積物にダイオキシン類が確認されたため、処理業務委託料を計上しようとするものです。

次に、14ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目4畜産業費の8万4,000円は、町営牧場に牧柵を設置するための支柱及び有刺鉄線の購入費を増額補正するものです。

続いて、目5農地費の33万円は、農業土木積算システムの使用に当たり、使用料及び負担金を計上しようとするものです。

続いて、項2林業費、目2林業振興費の400万円は、今後の申請を見込み、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金を増額計上するものです。

また、目4森林環境事業費は、昨年度実施したコネクトモリのリノベーションによる廃棄物を処理するための委託料を計上するものです。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を充当し、財源振替しようとするものです。

次に、16ページをお開き願います。款8土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、節10需用費の355万3,000円は、度杭崎団地のボイラー、ごみステーション、受水槽等の修繕料を計上しようとするものです。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の70万2,000円は、臨時休校時における児童生徒への連絡用郵便料を計上するものです。

次に、18ページをお開き願います。項2小学校費、目1学校管理費ですが、節10需用費の286万7,000円は、各小学校への消毒用エタノールの購入費及び各小学校の小破修繕料を計上しております。節11役務費の941万2,000円は、学習用タブレット端末に係るデータ通信費及び森小学校、濁川小学校の遊具撤去手数料を計上しております。節17備品購入費の2,262万円は、非接触体温計12個分の購入費のほか、学習用タブレット端末422台及びキーボード275台の購入費を計上しております。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費ですが、節10需用費の59万4,000円は、各中学校への消毒用エタノールの購入費を計上しております。節11役務費の517万2,000円は、学習用タブレット端末に係るデータ通信費を計上しております。節17備品購入費の1,392万4,000円は、非接触体温計6個分の購入費のほか、学習用タブレット端末267台及びキーボード140台分の購入費を計上しております。GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末整備事業の詳細につきましては、資料ナンバー8を提出しております。

続いて、項4目1幼稚園費ですが、節10需用費の23万8,000円は、各幼稚園への消毒用エタノールの購入費を計上しております。節11役務費の2万2,000円は、旧さわら幼稚園の家電廃棄手数料を計上しております。節17備品購入費の8万3,000円は、非接触体温計4個分の購入費を計上しております。

次に、20ページをお開き願います。項6保健体育費、目2体育施設費ですが、節3職員手当の8万6,000円は、体育施設管理人の通勤手当を計上するものです。節12委託料では、町民野球場支障木の伐採、枝払い業務委託料を計上しております。

次に、款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより、財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。

○14番（松田兼宗君） まず、16ページ、17ページ、教育総務費のところであって確認したいのですが、今回のコロナの関係で相当父兄と子供たちとのやり取りで郵便代がかか

ったというふうなことなのですが、お母さん方というのはスマホを使ってラインでのやり取りというのを結構やっているのだと思うのだけれども、教育委員会とか学校側と父兄とのやり取りの場合それをどの程度、全く使っていないのですか。全て郵便とか、連絡網はあるでしょうから、その辺の絡みで今後のことを考えれば、当然親のほうはほぼ100%に近い方がスマホなり、メールアドレス持っているはずなのです。とすれば、その連絡事項に今後使うということを考えたほうがいいのではないかなと思うので、まずその部分。

それと、18ページ、19ページ、GIGAスクール構想のことに関してなのですが、今回アイパッドOSという形を選んだわけですが。ほかにOSはウィンドウズをはじめありますが、それをアイパッドOSを選んだという根拠というか、優位性が当然あるから選んでいるのでしょうかけれども、まずその辺の話をお聞かせください。

それと、全協なんかで話ししていたように、先生方は使い方の講習会とか当然やるのでしょうかけれども、今後うちに持って帰った場合に父兄の人たちがその中身について全く知らない中でやるというのは、結局その管理の部分で協力しなければならないというか、責任の問題というのは子供も当然あるのだけれども、家庭の親がある程度責任持たざるを得ないのだという状況が出てくるのだと思います。とすれば、その辺の講習というか、使い方等、管理の仕方等についてどのように教えていくのかということ、その辺考えているのかどうか含めてお願いします。

それと、もう一点、今日の一般質問の中で聞いたのですが、町のホームページの問題です。このタブレットを使つての閲覧を許可するのか、その辺可能なのかどうか含めて、使い方の問題、そればかりではないと思いますけれども、どの程度それが許されるのかと可能なのかどうか、お願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、学校と保護者への郵便の件でございます。こちらの件につきましては、全て郵便ということではなくて、今学校でもホームページとか、あと個別のラインとかメールとか行っていますので、連絡手段としては実際やっているのですが、宿題とか課題とかを郵送する場合とか、あと緊急的に物を送らなければいけない場合とかありますので、そこに係る経費を計上しております。

あと、アイパッドを選んだ理由ですけれども、こちらに関しては学校とか、あと学校で現在ICTの関係の授業をやっていますので、そちらの部分で先生たちからの要望がかなり強く出ています。なので、学校からの要望がまず第一、それとあと教育用のタブレットとして教育用のアプリもかなり豊富にありますので、この辺も学校の先生からの要望もいただいていますので、そういう部分も一番理由としてありますので、選定いたしました。

あと、先生の講習会ですけれども、こちらに関してはいろいろ学校内講習会とか、これから順にゆっくりやっていかなければいけない部分もあるのですけれども、いきなりオンライン授業という話には多分ならないと思いますので、徐々に徐々に研修のほうを進めながら、最終的にはオンライン授業という形で持っていきたいというふうに考えています。

保護者の責任があるのではないかというご質問ですけれども、こちらの部分に関しましてもタブレットを渡したときには、貸与という形になりますので、ある程度の説明とか、そういう部分は必要だと思いますので、保護者向けの説明会はしたいと思います。

あと、使い方に関しては、いろいろな有害サイトとか見られてしまうと影響ありますので、この辺は学校のほうと十分に協議した上で、どの範囲で閲覧できるかとか、いろんなルールづくりをこれから進めていきたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） まず、郵便の部分、いろんな宿題とか、そういうのを送るのに使ったという話なのですが、それはいいのですが、一般的にメールのやり取りで連絡事項というのは可能になっているということなのですか。今現在完全に使って、それだけで行われているということの理解でいいのでしょうか。全く郵便なり、そういうのを送らない中でやり取りというのは、今後タブレットが各家庭に入っていくことになりますから、とすればそれを使ったやり取りというのは当然出てくるわけです。それが当たり前な時代になってくるのですよ、これから。とすれば、そういうものを先駆けてもっと今後うちの中でも使いやすくするというのは当然考えていかなければならないと思いますので、その辺再度確認したいと思います。

それと、アイパッドOSを選定しているのは、教師のほうから、先生方からの要望が強かったということなのですが、全国的にこれからどんどん導入されていくことになるのでしょうか。割合的にアイパッドOSがどの程度なのか、それ調べていますか。その辺の感覚がなければ、この手のものってしょっちゅう優位性なり変わるわけですよ、メーカーの戦略というか。とすれば、それを見越した中でやったのだろうか、ただ先生方の意向に沿った形で進めていくというのはちょっと問題があるのではないかなと思うので、全国的なレベルでどの程度普及率が違うのかというのを、そこを調べたかどうか。もし分かっているのでしたら、どの程度かを教えていただきたい。

それと、先生方はいいのですが、先ほど親のほうに講習会をやるという言い方はしていたのだけれども、どの程度やるのだろうか。というのは、今後議会のほうも当然ペーパーレスとか考えた場合、タブレットの問題が出てくるわけです。実際に普及して、使っているところもあるわけです。とすれば、もしそういう講習会なり、タブレットの実際の。皆さんそうなのですが、そういう世代ではないわけですよ、我々含めて。そういう教育を受けているわけではないです。とすれば、議員をはじめ、親も含めてどういうふうにタブレットを使われているのかというのは体験させるべきなのではないかと私は思うのですが、その辺今後考えていくのかどうか、お願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、メールのやり取りにつきましては、端末でメールの機能はありますので、端末を導入した場合にはメールで対応していきたいと思います。個々にID付与されますので、それを使ってやりたいと思います。

あと、アイパッドOSの全国的な割合という部分ですけれども、こちらにつきましては実際うちのほうでも比率とか知りたい部分はあるのですが、いろいろな情報紙とか情報雑誌等々いろいろ見ているのですけれども、それぞれ自治体によってばらばらです。比率とかも今の段階では、全国一律で今整備しようと思っていますので、これから比率とかは出てくると思いますけれども、クローム、ウィンドウズ、アイパッドOSと3つあるのですけれども、こちらの部分でどれが一番多いかという部分に関してはうちでは把握しておりません。ただ、アイパッドを選定した理由としましては、アイパッドのアプリの部分でアプリの安全性とか、その部分が一番優位だということで確認しておりますので、そういう部分も理由の一つであります。

あと、親への講習会の部分ですけれども、一応親にどういうふうに使わせるかということではなくて、まず子供たちに学校の中でどういうふうに使っていくかという教育をしていきたいと思います。ただ、家庭のほうに貸与する部分に関しては、実際親のほうにも、こういう形でアイパッドの端末のほうをお渡ししますということで親にも理解をいただかなければいけないので、そういう部分に関して説明会等行っていきたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 最後に1点、ここにいる人たちみんなそうだと思うのですが、そういう関係ってしたときないわけですよ、タブレット使った学習とか勉強というのは。そういうことが可能なかどうか。今後それだけの余分な台数というか、タブレットがあるのかどうかも含めて、それが可能なかどうか、ちょっとそれだけを最後をお願いします。

（「すみません、もう一度」の声あり）

○14番（松田兼宗君） 体験学習というのがみんなできる時間が取れるのかどうかと、それだけの台数あるのですかということです。やるとすれば、やれるとすれば。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

体験学習につきましては、1人1台当たりますので、その分で体験学習は行います。

以上です。

（「生徒でなくて、我々も含めて、例えば議会のほうが委員会で視察行った場合にそれ実際に体験できるんですかということ、具体的に言うと。その場で対応ができるかどうか、今の状態で。それだけ台数って余分にあるのかいということ」の声あり）

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

今整備する部分に関しては1人1台ですので、予備の部分はありません。ただ、いろいろ学校の調整とかで体験とかできるようであれば対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第22、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時39分

○議長(野村 洋君) それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第23 議案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第23、議案第7号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂田明仁君) 議案第7号について説明させていただきます。

本案は、令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億549万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、令和元年度個人住民税の一部について課税処理の過程で年金データがシステムに反映されず、保険税の課税漏れが生じたため、令和2年度において予算計上しようとするものです。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、議案第6号、一般会計補正予算でご承認いただきました款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金分を補正しようとするものでございます。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正は、職員の異動に伴う職員手当や国民健康保険システム改修業務委託料などについて補正しようとするものでございます。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費の補正は、特定健診事務補助員の通期手当について補正しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第24、議案第8号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,742万円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料は、令和元年度個人住民税の一部について課税処理の過程で年金データがシステムに反映されず、保険料の賦課漏れが生じたため、令和2年度において予算計上しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、保険料増に伴う納付金について補正しようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 9 号

○議長（野村 洋君） 日程第25、議案第 9 号 令和 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第 9 号について説明させていただきます。

本案は、令和 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第 2 回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万円を追加し、歳入歳出それぞれ20億4,905万円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。歳入、款 1 保険料、項 1 介護保険料の142万2,000円につきましては、令和元年度個人住民税の一部について課税処理の過程で年金データがシステムに反映されず、介護保険料の賦課漏れが生じたため、令和 2 年度において予算計上しようとするものです。

款 4 国庫支出金 1 万2,000円の減額から 6 ページ、款 8 繰入金26万7,000円の増額までにつきましては、各負担割合に伴う増減をしようとするものです。

款10諸収入の 6 万1,000円につきましては、返納金の予定額について増額補正しようとするものです。

8 ページをお開き願います。歳出、款 2 保険給付費、項 4 高額介護サービス費につきましては、特定財源の振替によるものです。

款 4 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費の3,000円につきましては、手数料の増額に伴い、増額しようとするものです。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付金の27万2,000円につきましては、保険料還付金等が見込まれるため、補正しようとするものです。

款 6 基金積立金につきましては、基金積立金143万5,000円を増額補正しようとするものです。

以上、議案第 9 号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑に入ります。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第26、議案第10号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億5,222万9,000円としようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金404万6,000円は、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節9交際費は、入園者の死亡による香典料でございます。節10需用費の修繕料は、ボイラー配管の三方弁並びに職員兼来客用の女子トイレの換気扇の故障及び電動ベッドリモコンをそれぞれ修繕しようとするものです。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節1報酬、節2給料、節3職員手当及び節4共済費は、本年4月の人事異動に伴い、それぞれを精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第27、議案第11号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第11号につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ8,511万1,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりましてご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。今年度からホタテ未利用資源リサイクル施設で受け入れましたホタテ残滓につきましては、飼料会社での乾燥処理をメインに行う予定でございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして飼料会社の施設改修に遅れが生じております。このため、受け入れたホタテ残滓につきましては現在リサイクル施設内で保管している状況にございます。この間施設で受け入れた残滓につきましては腐敗しておりまして、飼料化できないことから、セメント会社による焼却処理をせざるを得ない状況にございまして、歳出の款1項1目1総務事業費、節12の委託料の乾燥処理業務委託料からウロ450トン分となります1,066万6,000円分を減額いたしまして、同額を焼却処理業務委託料へ計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第27、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第28、議案第12号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） それでは、議案第12号についてご説明を申し上げます。

本案は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量ですが、ピックアップ型4WD普通消防自動車1台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、676万5,000円でございます。取得の相手方は、北海道札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、中川龍太郎でございます。

参考といたしまして資料9に入札及び契約状況表を提出しております。

なお、本事業は、令和2年度電源立地地域対策交付金事業によるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第28、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第29、議案第13号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（萩野友章君） 議案第13号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量は、スクールバス1台でございます。取得の方法は、随意契約でございます。なお、取得の方法の随意契約につきましては、参加資格要件による当該取得財産の納入可能業者が2社であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、その性質または目的が競争入札に適しないものであることから、見積り合わせを実施した

ことによるものでございます。取得の金額は、3,020万6,000円でございます。取得の相手方は、北斗市萩野33番地の81、函館日野自動車株式会社代表取締役、河村隆平でございます。

資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第29、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第30、議案第14号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第14号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものです。

1、契約の目的は、町営住宅屋根外壁等改修工事（みどりヶ丘団地3号棟その1）です。
2、契約の方法は一般競争入札、3、契約の金額は6,358万円です。4、契約の相手方は、森町字常盤町90番地、工藤建設・岩本経常建設共同企業体、工藤建設株式会社代表取締役、工藤誠治です。

資料ナンバー11を提出してございますので、ご確認願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから第14号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第30、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第31、議案第15号 令和2年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町一般会計補正予算の第6回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,738万円を追加し、歳入歳出それぞれ126億2,359万4,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款19繰入金は、ふるさと応援基金を繰り入れ、各種事業に充当しようとするものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出についてご説明します。款6農林水産業費の1,500万円は、コロナ禍の影響を受けた指定管理者を救済し、施設の運営継続を図るため、管理運営経費の一部を支援しようとするものです。追加資料ナンバー1を提出しております。

次に、款10教育費の238万円は、同様にコロナ禍の影響を受けた指定管理者を救済し、施設の運営継続を図るため、管理運営経費の一部を支援しようとするものです。追加資料ナンバー2を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

○5番（伊藤 昇君） 私のほうから歳入でお聞きします。

昨日の全員協議会の中で総務課長がちょっとお見えになっていなかったもので、質問を昨日したのですが、そのお答えをいただいていたものから、総務省のほうから指定管理制度の運用についてという文書が3月に来ているわけです。3月27日に。もう2か月以上たっているのですが、こういう文書が来るということは、昨日もちょっとお尋ねしたのですが、交付税か、その財源措置がきっとあるのかなというふうに思っているのです。2か月もたっているものから、この財源措置というのがあるのかなのか、そこをまず教えてください。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

指定管理者の事業収入の減収に伴う市町村の負担についてですけれども、それについて

は財政措置を講じるように通知が来ております。ただ、町村会等を通じて国に要望もしているところですが、現時点で町のほうには、特別交付税についてですが、これについての財政措置は現時点で届いておりません。

以上でございます。

○5番（伊藤 昇君） 基本的に財政の担当となりますと、財源確定してからこういうものというのは基本的には出すのかなというふうに思うのです。そのあたり国とのアンテナを張りながら、近々来るのかどうか分からないですけれども、その財源というものがあって、歳出というのは普通であれば財政担当していればそのあたり考えるのかなと思うのです。今というので、ですから特別交付税なりでどの程度補填されるかというのが分かれば、もっとこの事業内容というのが明確になるのかと思うのです。そのあたりというのは考えなかったのでしょうか、今出してきたということは。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

特別交付税の財政措置につきましては、振興局のほうに確認を取ってございます。さっきも重複しますが、現時点ではそういう財政措置の予定はないということでございます。

○5番（伊藤 昇君） さっき特別交付税の措置があるというふうに私聞いたのですけれども、ないのですか。

（「ないって言ったよ」の声あり）

○5番（伊藤 昇君） ないって言ったのですか、それであれば分かりました。

そしたら、財源は国からの通知があってもないのですね。ということでいいのですか。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

確認したのは特別交付税について確認しておりますけれども、ほかの財源措置等がある可能性もございます。現時点でそういった財源措置の予定がないということで確認をしているところです。

○11番（檀上美緒子君） 今回の指定管理者支援ということで、ちゃっぷ林館とあったかさわらに対して補助金を出すという補正なのですが、森町の指定管理というのは公募して、それに応えて、協定書というか、結んだ上で運営をお任せしているという形で指定管理というのは行われていると思うのです。そのほかの一般的な事業に対する経営支援というのは、先ほどの一般質問の中でもいろいろありましたけれども、森町としては支援策として10万ないし30万という補助金を援助するという形でやっているわけですが、この2者だけは指定管理者ということをもってのみ何十倍にも当たる。片や1,500万ですか、そして片や238万という、多額の補助金がこの2者だけに行くということはほかの事業者との不公平感というか、公平性からいって私はあまりにも大きいのではないかって思うのです。そのあたりの公平性に関する考え方というか、捉え方について聞かせてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

ほかの事業者との公平性というところなのですが、指定管理者制度において一応議会の議決を経て町が指定した指定管理者により当該施設の管理を代行しているという形になりますので、ほかの事業者と比べること自体が逆に問題があるのかなと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君）　ほかの事業者と比べることがおかしいということなのですけれども、募集して、応募されてくるわけですね。そして、議会の承認というか、議決を経て指定管理という形になるわけですが、その上で協定書を結んで、こういう契約で運営をお任せしますという形で運営に全責任を持ってそれ以降はやっているわけで、ある意味ほかの事業の部分とも私はそういう点では経営というか、運営に関して責任持ってやるということですから、このコロナの問題でいえばこの事業者も、差異はありますけれども、影響は様々出ているわけです。30万の支援金だけで十分だということとはほとんどないだろうと思うのです。固定費の9割なりなんなりという形で補償されるということは、本当に自分たちも喉から手が出るほど欲しいという事業者は多いと思うのです。だけれども、きちんとした協定書を結んだ上で運営を任されている事業にもかかわらず、指定管理者だということだけをもって固定費に関わる9割を補償すると、しかも売上げの前年同月比100%未満であれば補償するという考え方というのはあまりにも指定管理者に対する優遇し過ぎではないかって思うのですけれども。

○町長（梶谷恵造君）　私からちょっとお答えいたします。

昨日もそうですし、1日の全員協議会でも皆さん方には丁寧にご説明させていただいたと考えております。担当課長本当にいろいろ調べて、書類を作って、それから要綱も含めて皆さん方にご説明しあげたと、そのように私思っております。補足として副町長からも話しさせていただきました。基本として、この指定管理、2つの施設は町が直接やらなければならない。今まで旧森町として、それから旧砂原町としてやってきた施設です。本来はそのまま継続するのが正しいやり方なのですけれども、経費として考えた場合に非常にかかり過ぎているということから、指定管理者制度に移行したと、そのように私は思っております。

そこで大幅な節約がなされているわけです。そして、ちゃっぷ林館においては運営費一銭もお支払いしていません。その中で赤字、昨年度は140万ちょっとですか、赤字の中で、何とかその赤字をほかのいろんな事業をやって補填して運営してくださっているということです。今回のような想定外が最初から考えられるのであれば、恐らく誰も応募してきません。あの施設は、やっぱり町が直接やるということになります。そういうことで、経費を今後とも節約して、しかもあの施設は全体で今、年間14万人の利用者があります。そのうち10万人町民ですよ、10万人の人たちがお風呂、サウナ、そしていろんな憩いの場として使っている。集っている場所、そこを支援しない状態でいたら、指定管理者は運営できないのですから、閉めるかもしれません。そこに対する責任をきちんと考えてください。そして、私たちは何とか今この想定外の状況だから支援すると、これが全くそういう想定

外の状況でなければ、そのまんまで頑張っていたくのですよ、赤字の状態です。その辺をきちんと理解して、そしてあれを使っている、利用している、またお風呂がない方についてもバスを出して、週に2回ですか、3回ですか、お風呂に入れてくださっていると、そういうこともあります。そういうことを全て考えながら最終的なご判断をいただきたい、ご意見をいただきたいと思います。

それと、もう一つ、私の記憶の中では、隣にネイパルノ森を建てていただきました。道立自然の森、なぜあそこにできたか、ちゃっぷ林館から温泉を供給してもらうという、そういう提携もあります。おかげでああいうふうにして施設もあって、あの場所が非常ににぎわっている。町のにぎわいとしても非常に有効活用されているということもきちんと理解いただきたいと、そのように思っております。パークゴルフ場にしても同じです。きちんと手入れされた施設で町外からもたくさんの方来ます。また、地元の方々も大いに楽しんでいる。今回はコロナウイルスの影響でもって、みんながそばに寄りながら和気あいあいと楽しめませんが、何とかこれを正常に戻るまでの間町が支援して、そしてこれを続けていただけるために支援するのは当たり前の話だと私は考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 私支援をするなど言っているわけではないのです。ほかの事業者との格差というか、不公平さがあまりにも大きいのではないかという話をしているのです。想定外ということを町長おっしゃいましたけれども、このちゃっぷ林館とあったかさわらパークだけではないのですよ、想定外は。新型コロナ感染症自体が皆さん想定外なのですよね、全ての事業者にとっては。ですから、大変なのは分かるのです、ちゃっぷ林館にしてもパークにしても。だけれども、ほかの事業者も大変なのです。そういうところに、休業要請をしたから、私はそれなりの負担を町がきちんと費用負担をするという考えは否定はしません。必要だと思います。やるべきだと思います。ただ、あまりにもほかの事業者と、指定管理者だということだけにおいて固定費の9割、そして利用料の前年同月比100%未満であれば補償しますと、その考え方はあまりにも公平感を欠くのではないのですかという質問なのですけれども。

○町長（梶谷恵造君） 考え方の視点が違うのは非常によく分かりました。ですから、普通の一事業者が営業していると、そういう場所ではないということを私理解してほしいなと思います。町がやる仕事なのです。だから、町営に戻す、万が一指定管理者がいなければ、逆に町が直接やらなければならない。その費用が逆にもっとかかるということを理解してください。当然皆さん方、町の中で町民の方々と触れ合ったときに、私たちはたった10万だとか、30万しかもらっていないとか、そういうのもありますけれども、それ以外に国の持続化給付金ですとか、いろんな手段、そしてまた町でも利息を1億ちょっとなで補給しております経済産業省で提案している支援金、要するに運転資金ですね、無金利、無担保の、そういうものもありますので、それはほかの会社としては使っていますけれども、ちゃっぷ林館としては充当できませんので、その辺は町の人たちも理解できるの

かなと、そのように思っております。最終的にご判断されるのは皆さん方ですから、きちんとした適切なご判断をお願いいたします。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 指定管理、本来は今言われたように町が直営するのが一番だと思うのです。本当に町民の福利厚生なり健康面を考えて必要な施設だということであれば、それが本来な形だろうと思います。ただ、財政的な支出云々ということで指定管理者に移し替えたという経過もありますから、今現在指定管理をされているという現状の中で私は考えているわけで、公募してという形ですよね、だからもし公募が考えられないとすれば、この指定管理の協定書を結ぶときの中身を私は変えるべきだろうとは思っているのです。特にちゃっぷ林館、先ほど言われたように委託料一切出していませんから、あったかさわらのほうは出していますけれども。そういう意味で、固定費なりなんなり、委託料としてこれだけをやるだとか、あとは利用料だとかなんとかで賄ってほしいとかという、ある程度皆さんがきちんとした公募の中で入札というか、応募されて、そして指定管理者と決まったということであれば、誰でも納得すると思うのです。今現在もう結んでいる協定書があるわけでしょう。特例だっておっしゃっていますけれども、それは全てにコロナに関わっての影響が出ているわけですから、そこの部分で不公平さは出てくるという問題を指摘しているのですけれども。

○副町長（木村浩二君） この指定管理者制度の公募については、今檀上議員がおっしゃった内容で応募してきたわけです。それに基づいて町が指定管理者として議会に提案して、議決されたということです。条件は私どもと檀上議員が同じ考えだと思います。その条件の一つが今回収入としてこのコロナ禍で減額したわけです。これは、その条件から逸脱していますので、そこは当然カバーしなければならないというふうに考えますので、ここはひとつご理解をいただきたいと思います。

○9番（河野文彦君） 今朝私どもに、新たな要綱だと思うのですけれども、届きました。それで、一通り目通して、第14条が大きく変わったのかなというふうに見ていたのですけれども、第14条の2番、3番が多分追加になったと思うのですけれども、補助金の額を確定した場合においてですとか、返還なんかという項目入っているのですけれども、具体的に補助金の額の確定というのは概算払いしたものを概算ではなくて確定にするというふうには僕は読み取ったのですけれども、この辺詳しくご説明願えたらと思うので、お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、昨日までいろいろご説明をしてきまして、実際の支援のほうは毎月、翌月の中ぐらいまである程度差額を支給するという事で差額を支給していきまして積み上げて、実際に安定、正常に戻ったという状況になりますよね、そうしたら支援を打ち切ります。ただ、それまでに当然補助金を出していると思うのです。出していて、ただ最終的に年度末になって、例えば回復して収支が黒字になったという状況があると思うのです。もしそう

いう場合は、黒字になったものを、それまで出している補助金の内数であれば、その黒字になった部分は当然返還をしてもらわなければならないということで、この要綱の中にそういう規定を設けさせていただきました。

以上です。

○８番（東 隆一君） 森町のふれあいの森指定管理に関する協定書、ここにあるのですが、この中にはリスク分担表というのがあるのです。その中には、何もここに予算を組まなくても一般の普通の財源で出せるようになっているのです。なぜここでこれ２つとも出してきたのですか。ちゃっぷ林館だけ出せばいいのではないのですか。何でこういうふうに、リスク分担のこれ見れば、リスク分担表から見れば結局補填してもいいわけですよ、何もここでこういうふうな形で出さなくても、何でこんな一緒くたにしてしまったのですか。どうなのですか、そこをちょっとお聞きしたいのですけれども、普通の形でできるのではないのですか。ふれあいの森指定管理者に関する協定書の中にリスク分担表ってあるのです。リスク分担表を見れば、ほとんどこういうものに関して全部補填できますということになっているわけですから、一々こんなものに出す必要ないと思うのです。これはこれで別にして、自由に出せばよかったのではないのですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 ４時２３分

再開 午後 ４時２４分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

議員のおっしゃられている内容につきましては、このリスク分担で表記もありますが、まずは議会の中で予算を計上した上で援助という形になりますので、まずはこの形を取らせていただきました。

以上です。

○８番（東 隆一君） 要するに議会の承諾得なくてもいいのではないですか、こういうリスク分担が出ているのだから。

○議長（野村 洋君） 東議員、昨日ある程度議論していて、ある程度の説明聞いていると思うのだけれども、どうしても納得できないということで発言しているのかもしらぬけれども、どうなのだろう。よろしいですか。

○８番（東 隆一君） はい、いいです。

○議長（野村 洋君） そうしたら、ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論。

○11番（檀上美緒子君） 議案第15号 令和2年度森町一般会計補正予算（第6号）に反対します。

今緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの感染対策は長期戦であり、今後も引き続き取り組んでいかなければなりません。森町においては幸いに感染者は今のところ出ていませんが、生活や健康、経営や教育など様々な分野で多様な影響が出ており、それぞれに努力や対応策が取られています。こうした中で、国や道、森町においても、不十分さやスピード感において問題はありますが、何らかの支援策が実施されています。このたびのちやつぶ林館とあったかさわらパークゴルフ場においても、町の休業要請を受けての休業と国民への不要不急の外出自粛呼びかけによる利用者減少は深刻なことはよく分かります。しかし、指定管理者を理由にする運営支援補助金は、あまりにもそれ以外の事業者との公平性を欠くものであり、補助金算定の基準や考え方に曖昧さがあり、到底認められません。

森町の経営支援策では、指定管理者の2者以外の事業者は1回切りで、飲食業は30万円、それ以外の商工業業者は10万円です。それに対して、ちやつぶ林館は上限1,500万円、あったかさわらは238万円の追加です。この額の落差、50倍と8倍です。飲食業以外では150倍と24倍となります。指定管理者だけといって、指定管理者公募において協定書を交わして運営してきているわけですが、この格差の大きさに納得できるでしょうか。また、内容的に補助金支出基準が毎月の前年度利用料金収入の100%未満ですから、これら感染症の状況下では全期間となることは大きいと思います。光熱費と修繕費をメインとした費用の9割を前年度利用料金収入の100%未満月に補助するのではなく、町からの休業要請に応じて休業されたのですから、今後も含め、休業要請については町としての負担は負うのは当然と考えます。改めて休業要請に対する町の負担分としての補正を組むべきです。

議員皆様のご理解、ご支持をお願いし、このたびの補正に対する反対討論といたします。

○議長（野村 洋君） 賛成討論。

○2番（山田 誠君） 私は、議案第15号 令和2年度森町一般会計補正予算（第6号）について賛成するものでございます。

この支援策については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により休業など影響を受けた地方公共団体森町が建設した公の施設に関わる指定管理者に対し、施設管理運営経費の一部を支援するものであります。これは、一般事業者と異なるものでございます。対象となるちやつぶ林館及びあったかさわらパークゴルフ場については、町の福祉、健康増進のため設置、運営しております。これまでも数多くの町民の方々に利用されてきており、各階層の交流の場、憩いの場としても活用されております。今述べました内容から、質の高い公益性が保たれている施設であることは明らかであり、昨今国の緊急事態宣言などにより休業を余儀なくされ、施設利用等に関わる収入が減少し、施設運営に支障を来しております。今回の支援については、あくまで正常運営と判断できるまでの間、施設維持管理

経費の一部を支援するものであり、これにより利用される町民の方々へのサービスの低下を招くことなく、良好なる施設を維持していくことが不可欠でございます。現在感染終息の見通しが無い状況の中、町民のために施設運営管理する指定管理者に町が支援することを鑑みる予算であり、私は賛成するものでございます。

皆さんの賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 反対討論の方ありませんか。

○14番（松田兼宗君） それでは、私は今回の補正予算について反対ということで討論させていただきます。

まず、この予算書を最初見たときに何を感じたかという、1,500万、何でこんな数字なのだというふうに、それが第一印象なのです。なぜ一企業に対して出さなければならないのか、それは皆さんが言っている指定管理者だからだという理由なのです。それと、今回出した議案の理由というのはコロナの影響なのです。コロナの影響に対してと指定管理者制度は、別問題だと私思っています。コロナの影響で休業していただいたわけですから、それはそれで当然町は補償すべきだと思います。その上で、今の指定管理者というのは来年度の1年で任期になっています。その中で、今後の指定管理者の在り方等も含めて議論しながら、別問題として考えるべきだと私思っています。

それと、今回の議案というのは、当初言いましたように何人かに伺いました。この1,500万、どういうふうに思いますかという形で、一般の町民です。どう見ても理解できないという形の意見がほとんどなわけです。皆さん方そういう話というのを直接お聞きになった方はいると思いますが、その答えの第一は何かといいますと、あまりこういう場では言うべきでないかもしれません。だけれども、言わなければならないことになってきているのかなと私思っています。というのはどういうことかという、また砂原なのかという話なのです。その部分なのです。そういう理由であっておかしいのかもしれない。こういう形で出すということは、さらに森町を分断させるという意味なのです。それをやめる意味でも、まずは今回の補正のやり方ではなくて、コロナの影響に対して300万、400万出すべきなのです。その後に、今後の影響の見通しがまだ出ていないわけですから、それはそれで当事者と議論しながら進めていく、来年度当然1年を見た中で決めていかなければならないことだと私思っていますので、今回の補正予算に関しては反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、賛成の立場で。

○4番（高橋邦雄君） 今回両施設に関しまして賛成討論とさせていただきます。

今回支援策を行うに当たって、誰にも予測できない状況に陥っております。両施設は町民にとって憩いの場でもあり、健康増進にも寄与されております。今回コロナ禍の影響の中、企業努力も全力で行っている状況です。町民のためにも安定的に維持していただかなければなりません。そのためにも、行政が支援を行い、町民の集える場所を安定的に提供

していただくよう、今支援しなくていつするのですか。議員の皆様、両施設が安定的に町民に提供できるよう、ご賛同ください。

以上で賛成討論といたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ、採決したいと思いますけれども、この採決は起立により行います。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りします。この議案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

よって、日程第31、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第32、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第1号、監査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております池田勝元氏は、本年6月25日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、釣隆吉氏を選任したいと思います。同氏は、森町へ奉職後、様々な部局を歴任され、特に会計管理者を務められておるなど、当町の財務管理、事業の経営管理、行政運営などに関してすぐれた識見を有しており、監査委員として適任であると考えております。

同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第32、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時42分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎時間の延長について

○議長(野村 洋君) 5時を恐らく経過するかもしれませんので、あらかじめ時間延長をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎日程第33 同意第2号ないし同意第16号

○議長(野村 洋君) 日程第33、同意第2号 農業委員の選任についてから同意第16号 農業委員の選任についてまでの15件を会議規則第37条により一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町長(梶谷恵造君) ただいま議題となりました同意第2号から同意第16号、森町農業委員の選任について15件一括して提案理由をご説明申し上げます。

現在の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となります。本件は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員会の委員を選任することについて同意を得ようとするものであります。また、選任に当たりましては、認定農業者が過半で、中立、公正な判断ができる者として農業者以外の者を含めることとされております。

先般4月1日から4月28日までの期間において委員の募集をしたところ、定数15名に対し15名の推薦応募があり、全ての方が要件を満たしていることから、新たな委員といたしまして、同意第2号では本町113番地3、猪子和博氏、同意第3号では砂原西3丁目18番地22、石嶋仁氏、同意第4号では駒ヶ岳490番地21、天池初穂氏、同意第5号では濁川250番地6、高瀬幸巳氏、同意第6号では砂原東4丁目1番地211、甲田直嗣氏、同意第7号では姫川121番地43、宮本秀逸氏、同意第8号では白川25番地25、河野芳之氏、同意第9号では尾白内町1025番地4、小森昭夫氏、同意第10号では駒ヶ岳491番地1、瀬野秀雄氏、同意第11号では砂原西3丁目18番地19、石澤良則氏、同意第12号では森川町255番地3、中村英美氏、同意第13号では濁川254番地4、中坂宏道氏、同意第14号では駒ヶ岳401番地6、皆川毅氏、同意第15号では鳥崎町195番地3、佐橋悟氏、同意第16号では砂原西3丁目16番地4、梶谷高夫氏、以上15名の方々ですが、いずれの方も委員として適任であると考えておりま

す。

経歴等につきましては、資料ナンバー13から資料ナンバー27を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、説明が終わりましたので、これから本案に対する一括質疑を行います。質疑ございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

これから同意第2号から同意第16号まで一括討論を行います。討論ございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第6号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第7号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第8号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第9号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第10号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第11号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第12号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第13号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第14号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第15号は、原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

同意第16号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時51分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第34 決議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第34、決議案第1号 気候非常事態宣言に関する決議を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

○10番（宮本秀逸君） 提案理由について説明させていただきます。

お手元にございます決議文を朗読させていただきます。

気候非常事態宣言に関する決議。

国際的な温暖化対策の枠組みである「パリ協定」は産業革命前と比べて世界の平均気温の上昇を2度未満（出来れば1.5度未満）に抑える目標を掲げています。

しかし、2020年のパリ協定運用開始を前に温暖化対策の遅れによって1.5度未満はおろか2度未満の目標達成も危ぶまれています。

一方、世界ではこれまで経験したことがない様な記録的な熱波や豪雨、ハリケーンと言った異常気象が相次いでいます。

このままいくと2100年頃には世界の平均気温は4.8度程度上昇し、気象の様々な局面に変

化が現れる可能性が指摘されています。昨年12月ドイツの環境NGOが2018年に異常気象による被害を最も受けたのは、日本であると発表しました。西日本豪雨や台風の頻発はまだ記憶に鮮明にあります。

温暖化防止へ直ちに行動を起こさなければ、取り返しのつかない事態に陥り、人類の生存が脅かされるという危機感が気候非常事態宣言を後押しして2019年代には世界で1000以上の自治体が表明しております。日本に於いては取り組みが2019年9月から始まり、2020年4月末現在で27の自治体で宣言を行っております。

海洋に囲まれた我が国もすでに温暖化の影響が顕著であります。森町の基幹産業である漁業・農業にも様々な形で表れてきております。それは、2次・3次産業にも関連していきます。森町議会としてもこれまで「森林・林業・林産業活性化議員連盟」として植樹等の活動に取り組んできましたが、森町として、この気候非常事態宣言を行い温暖化防止への具体的な取り組みを今後も推進するべきだと考えます。

よって本議会は、温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指す運動を森町民一体となって推進していくため「気候非常事態」を宣言することを強く求めるものです。

以上、決議する。

令和2年6月9日。

森町議会の全議員の皆様のご賛同をいただきまして、このような形で提案させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから決議案第1号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第34、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで梶谷町長より発言を求められていますので、これを許します。

○町長（梶谷恵造君） ただいま宮本議員からの提案があり、決議されました気候非常事態宣言について町に対し強い求めがございましたので、発言をさせていただきます。

今般世界各地、そして我が国においてもこれまで経験したことのない豪雨や台風などの災害が多数発生しています。その大きな要因として地球温暖化が指摘されていることは、皆様御存じのことと拝察いたします。我々は、この森町を築き、残してくださった多くの先人皆様方に深甚なる敬意を払い、受け継いだ豊かなふるさとを次の世代につないでいく

務めがあります。美しく豊かな海と緑に抱かれ、安心して暮らせる住みよい森町創造のため、気候非常事態宣言の決議を非常に重く受け止め、森町民一体となって温室効果ガスの削減に係る運動を推進してまいります。

ここに森町として気候非常事態を宣言いたします。

以上です。

◎日程第35 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第35、意見書案第1号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第35、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第36、意見書案第2号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第36、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第37 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第37、意見書案第3号 教育予算確保・拡充と就学保障、義

務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 3 号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第 3 号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第37、意見書案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 8 意見書案第 4 号

○議長（野村 洋君） 日程第38、意見書案第 4 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 4 号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第 4 号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第38、意見書案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 9 意見書案第 5 号

○議長（野村 洋君） 日程第39、意見書案第 5 号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 5 号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第39、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第40、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第41 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(野村 洋君) 日程第41、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) これをもちまして令和2年第1回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和2年第1回森町議会6月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午後 5時02分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年6月9日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員